

平成16年第3回防府市議会定例会会議録（その2）

平成16年9月13日（月曜日）

議事日程

平成16年9月13日（月曜日） 午前10時 開議

- 1 開 議
- 2 会議録署名議員の指名
- 3 市長行政報告（追加）
- 4 平成16年度防府市一般会計補正予算（第2号）訂正の件（追加）
- 5 一般質問

本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

出席議員（28名）

1番	田中敏靖君	2番	山下和明君
3番	河杉憲二君	4番	行重延昭君
5番	山本久江君	6番	藤本和久君
7番	斉藤旭君	9番	岡村和生君
10番	弘中正俊君	11番	安藤二郎君
12番	山田如仙君	13番	平田豊民君
14番	藤野文彦君	15番	馬野昭彦君
16番	木村一彦君	17番	熊谷儀之君
18番	佐鹿博敏君	19番	広石聖君
20番	大村崇治君	21番	松村学君
22番	久保玄爾君	23番	今津誠一君
24番	河村龍夫君	25番	藤井正二君
26番	青木岩夫君	27番	横見進君
28番	深田慎治君	30番	中司実君

欠席議員（1名）

8番 横田和雄君

説明のため出席した者

市長	松浦正人君	助役	土井章君
収入役	林甫君	財務部長	中村隆君
総務部長	嘉村悦男君	総務課長	岡本幸生君
生活環境部長	三谷勇生君	産業振興部長	桑原正文君
土木建築部長	金子正幸君	都市整備部長	岡本智君
都市整備部理事	谷本勝利君	健康福祉部長	和田康夫君
教育長	岡田利雄君	教育次長	松本孝夫君
水道事業管理者	吉田敏明君	水道局次長	井上孝一君
消防長	山根徹雄君	監査委員	大木孝好君

事務局職員出席者

議会事務局長 池田功君 議会事務局次長 徳光辰雄君

午前10時1分 開議

議長（中司 実君） 定足数に達しておりますのでこれより本日の会議を開きます。
欠席の届け出のありました議員は横田議員でございます。

会議録署名議員の指名

議長（中司 実君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。
26番、青木議員、27番、横見議員、御両名にお願い申し上げます。

市長行政報告

議長（中司 実君） 議事日程につきましては、お手元に配付しておりますとおり、
一般質問でございますが、ここで市長より、先般の台風18号による被害状況等について
行政報告を行いたい旨の申し出があります。この際、市長行政報告を日程に追加すること
に御異議ございませんか。

〔「異義なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中司 実君） 御異議ないものと認めます。よって、市長行政報告を日程に追
加することに決しました。

これより市長行政報告を受けます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 9月7日に来襲いたしました台風18号に関し、防府市内の被害状況等を御報告申し上げます。

まず、風雨の状況でございますが、7日午後0時20分に最大瞬間風速41.6メートルを観測し、降雨量につきましては、7日午前9時の降り始めから同日午後5時までの総雨量は64.5ミリ、また、最大時間雨量は午後0時から午後1時までの1時間に37.5ミリを観測しております。

一方、現在までに把握している主な被害状況は、重傷者1名、軽傷者19名、また家屋被害は、全壊1棟、半壊9棟、一部損壊27棟、床下浸水22棟となっており、このほか、道路の損壊1カ所、農業被害994ヘクタール等となっております。被災された市民の皆様方に心からお見舞い申し上げます。

特に三田尻塩田記念産業公園の煙突の倒壊により重傷者が出ましたことは、まことに無念であり、負傷された方の早期全快を衷心よりお祈り申し上げます。

また、停電が市内の広範囲かつ長時間にわたり発生したため、上水道の未給水地区の生活用水を確保するため、市の給水車3台に加え自衛隊の災害支援出動をいただき、富海、牟礼、小野、右田、大道地区において給水活動を行いました。

さらに自主避難は6日午後3時から8日午前10時までの間に22カ所の避難所において、延べ91世帯、195人の方が避難されましたが、それぞれの避難所に職員を配置し、混乱なく対応することができました。

なお、災害等の対策に万全を期すため、9月7日午前8時6分に防府市水防本部並びに災害対策本部を設置し、気象情報や災害情報の収集、被災者への救援対応並びに災害の応急措置に当たり、本日午前8時30分に廃止いたしました。今後は、災害復旧作業とガレキ等の收拾作業に全力を挙げて取り組んでまいります。なお、今回の台風に対する災害応急費用等につきまして、急を要するものは予備費の充用を予定しておりますので申し添えます。

以上、御報告申し上げ、行政報告を終わります。

議長（中司 実君） ただいまの行政報告に対する質疑がございましたらお願いをいたします。16番。

16番（木村 一彦君） まだ集計中で結果が出ていないかとも思いますが、被害総額がどのくらい出たのか、わかれば教えていただきたいし、それから、教育施設をはじめとする公共施設の被害がどの程度あるのか教えていただきたい。これが2番目です。

3番目に、全壊も1棟あるということですが、これへの支援策と申しますか、家が壊れた人、あるいは水田等で経済的な被害が出た人に対する支援策、これはどのようなものを考えておられるのか、とりあえずこの3点、ちょっと、わかれば教えてください。

議長（中司 実君） 総務部長。

総務部長（嘉村 悦男君） 総務部でわかるものでございますが、被害総額については、まだ金額を把握しておりません。農作物等の被害につきましては994ヘクタール、内訳は作物の被害あるいは施設の被害等々がございまして、1億3,800万円相当ぐらいでは、という集計が出ております。

あと、家屋の被害、これは民間の家屋の被害あるいは公共施設の被害もかなり出ておりますけれども、今、被害額の把握に努めておるといふ状況でございます。教育施設の被害については、教育次長から後、お答えを申し上げます。

それから、被災者への融資云々でございますが、各々融資制度等々もございまして。さきの台風、平成3年の19号のときには、市広報を通じて特集号等を出させていただきましたが、10月1日号にそのあたり、融資については、どこに御相談くださいという御案内等もさせていただけたらというふうに考えております。

それから、住宅の全壊等々については、今、社会課の方でヒアリング等をした上で、住宅がない場合については土木建築部とも相談等もしておりますので、このあたりは健康福祉部長から回答させていただきます。

以上です。

議長（中司 実君） 教育次長。

教育次長（松本 孝夫君） 教育施設の被害について御報告を申し上げます。

まず、総務課所管の小学校、これは屋体の防水シートの剥離があります。特に大きいのは松崎、向島、佐波、玉祖でございます。体育館の雨漏りもあります。それと校舎は、西浦小学校の北側棟の防水シートが剥離しております。

中学校の校舎につきましても、防水シート、牟礼、桑山、そして一番ひどかったのが華陽中学校の南西の方向、ガラス35枚割れております。それと大道中学校の屋根のスレートが2枚飛んで外が見えるというような状況になっております。

それと生涯学習課で管轄しております文化福社会館の中央のピロティの天井、鉄板ですが、これが4分の1ぐらい剥離して、強風のさなか、幸いにも旧2国に出なかったというような状況でございました。空調機等の破損、また機械室の浸水という事態もありました。

それと、公民館では、各ボイラーのダクトが破損したりとか、特に西浦は屋上の防水シートがこれも剥離いたしております。

それと、文化財保護課の関係ですが、公会堂の東側の駐車場に市史を保存しておりますが屋根がいきまして、市史が若干水浸しになっておるといような状況もございました。

スポーツ振興課におきましては、体育館の上のガラス、これは5枚割れて雨が入ったということで、職員が全部掃除をいたしております。それとか野球場、プール、武道館、競技場等それぞれ皆、風による屋根の一部が剥離したと、そういういろいろな情報が入っております。

教育委員会で主管しております主な施設の被害状況は、大体そういうところでございます。

以上です。

議長（中司 実君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（和田 康夫君） 災害に関します見舞金は当初3万円という、全壊の場合は3万円ほど支給いたしております。それから、災害復旧に関する資金につきましては、現在、金融機関と協議をいたしております。これが決まりましたら資金融資という形で実施したいと思っております。

以上です。

議長（中司 実君） 16番。

16番（木村 一彦君） 私ども台風の直後からいろいろなところも訪問し、またいろいろな御相談を受けております。市民の皆様の被害はさまざまですが、それらに対する市の対応を総合して受け付けるといいますか、それはもうさまざま、保険の申請に要る書類がどうしたらいいのかとか、あるいは今の融資の話とか、あるいは業者を紹介してくれという話もいっぱいあると思うんですけど、さまざま、市民はどこへ行ったらいいのかわかんないということがあると思います。たらい回しにされるという危険性もありますので。けさの報道では、山口市はそういう総合窓口を設けて、一切台風被害に関する相談を全部そこで受け付けるというようなことを報道してはりましたが、そういうお考えはないのかということが一つです。

それから、あと一つ、一番深刻だったのは、やっぱり停電問題ですね。市民生活に大変深刻な影響がありました。これはもう中電に電話しても全然かからない、パンクしてかからない、直接窓口に行っても長蛇の列でなかなか相談が受けられない。市民の方が一番困った、心配しておられるのはどういう状況に現在あるのか、自分のところの地区はいつ頃なら復旧する見込みがあるのか。優先順位は、どういうふうな優先順位で復旧しているのか。あるいは停電している原因がどこにあるのか。大きな送電線が倒れているということも何かあったようですし、それから幹線のあれが倒れているということもあっただろうし、

あるいはすぐそばの電柱が倒れているということも、いろいろ原因があつてですね。情報がとにかく入らないと、市民の皆さん。それでイライラされた。一体いつになったらつくのかと。まあ、改めて我々電気にいかに依存して生きているかということを改めてまた痛感させられたわけですけど、いずれにしても、情報がほしい。それが多くの市民の皆さんの共通したあれだったと思います。

そういう点で、困難な面もあると思うんですけど、せめて中電なりN T Tなどが市におおまかな概況、あるいは復旧作業の基本的な方針、ここからこうやっていこうと思ってる、原因はこうこうこうだからこうしていこうと思っているんだということを、市の災害対策本部なりに説明していただいて、市の方も各地区にある程度の、細かいところはわかりません、お宅がいつつくかというようなことはわからないにしても、こうこうこういう状況になっていて、今こういう手を打っているからこういふふうになる見通しですよ、という情報は市を通じてもわかるようにしていってほしいなというのを痛感しました、この間。停電に対する苦情が非常に多かったです。そういう点でその辺の体制はとれないかどうか、お考えをお聞かせください。

議長（中司 実君） 総務部長。

総務部長（嘉村 悦男君） まず1点目の総合窓口ということですが、台風の翌日から1号館の1階におきまして、り災証明の臨時窓口を開設いたしております。1階の入り口に行かれたら看板等も出しまして準備いたしております、かなりの方がり災証明を受けに来られているという状況でございます。そのり災証明のところ、いろいろな相談等も、粗、御相談については回答できるようにいたしております、総合なのか臨時なのか、総合で来られても、住宅等についてはまた別のセクションに、いくら総合を設けても行かなくてはいけませんので、そのあたりの相談は、ただちに臨時の開設をさせていただきます。

次に、中国電力、停電関係でございますが、議員さん御指摘のとおり、私ども行政を預かるものとしても、情報がなくて大変苦慮いたしました。

状況から申しますと、台風が来ました昼頃から、最大で5万1,744戸という停電が発生したというのが、後になって、やっと届くぐらいでございまして、5万1,000というのは契約戸数中の5万1,000ということで、これは県のホームページとか中電の発表は契約戸数中ということで御了解いただきたいと思っております。

情報の不足については、私どもも大変情報がつかめなくて、大変困ったわけでございます、中国電力まで赴いて情報の収集に当たったりもいたしました。また、市長さん自ら中国電力にたびたび行きまして、復旧について早急をお願いしたいという申し入れもいた

しておりますし、いわゆる情報が不足ということで、中国電力の方も広報車を走らせていただきたいと申し入れもいたしました。

いずれにしましても、それぞれ中国電力におかれましては、広島あるいは岡山からいわゆる中電工さんの支援をいただいて、250人の援軍が入っているという情報等もいただきましたけれども、復旧についてのいわゆる、ここが何時までという情報は、きちんとはいただけませんでした。それだけ中国電力さんも、全域にわたって停電になったということで、まず、被害が、どこまで停電しているか、中国電力でさえもなかなかつかめなかったというような状況であったかなと思います。

なお、復旧については、幹線を主に、先にやられまして、幹線を復旧しながら、それからの支線等々をやっているという状況です。復旧については、10日の未明、11日の午前0時には幹線はすべて復旧しましたという報告は受けておりますけれども。また支線の復旧工事のための停電等が市内随所で、土曜日、日曜日等も起きているという状況でございますが、これは復旧のための停電という状況であるというふうに報告を受けております。

停電の対策につきましては、私どもも大変、できない分野ではありますが、こういう点を改善していただきたいというところについてはとりまとめて中国電力に申し入れをしていきたい、そして改善してもらいたいというふうに考えております。

議長（中司 実君） 市長。

市長（松浦 正人君） ちょっと補足いたしますけれども、9月9日の時点だったと思いますけれども、中電さんに訪問をいたしまして、その折に中電の立野所長が、明日9月10日までには全面復旧、必ず責任を持っていたしますと、こういうふうな強い意思を表明いただきました。そのことを広報してくれと、広報が手が足りないならうちも手伝うということを申し上げまして、消防本部のところがございます電光掲示板にも中国電力からのお知らせということで、全面復旧の見込みでございますと、こういう明10日には、御迷惑をおかけしておりますが、今しばらく御辛抱いただきたい、こういうふうな形での広報もいたしたところでございます。

いずれにいたしましても、今回の、市民の皆様方が停電はやむを得ないが、いつ復旧するのか、それが知りたいのだという強い要請、要望が随所にあったということはよく承知しておりますので、今後、中電さんにもその旨しっかりお伝えもし、今後の参考というか、しっかりした反省材料にしていきたいと、このように思っております。よろしく願いいたします。

議長（中司 実君） 16番。

16番（木村 一彦君） 今、市長さんから御答弁ありましたから、これ以上言う必要はありませんが、そして私も素人ですから、よくわかりませんが、たとえば今、市でしたらライフラインの、たとえば水道なんかのマップをつくってますよね、コンピュータ化してですね、ああいうものが電力会社でできないのかなというのが、素人考えですけど思います。ですから、そういうシステムを確立しておいていただければ、どこかバンッとほじけたときにはすぐそれがわかるようなシステム、中電さん、お金も随分持っておられると思うので、そういうシステムをぜひ確立していただくように、重ねて申し添えていただきたい。

それから、市独自の全壊が1戸、半壊が9戸ということですけど、こういうお宅は大変困っておられるんじゃないかと思えますし、かつての、平成何年でしたか、19号、向島が床上浸水すごいありました。ああいう状況はないにしても、家が壊れた、一部屋根が壊れたという人も大変たくさんいらっしゃるんで、こういう市民の皆さんに対して何らかの市としての支援策はできないものかどうか、ぜひ御検討いただきたいと思います。御答弁、あえて要りませんが、お願いしておきたいと思えます。

議長（中司 実君） 5番。

5番（山本 久江君） 今、木村議員の質問で、ほぼ私の質問も出たと思いますが、1点だけお尋ねいたしますが、総合支援窓口ですね、り災証明の発行を中心とする相談受付を臨時開設したということですが、市民にはなかなかこういう相談はどこに持っていったらいいかわからない、というのが非常に多いんですね。この相談窓口について、ぜひ市としてもPR、広報活動を行っていただきたいと思いますというふうに思うんですが、そのあたりが1点。

それから今回の災害で、例えばひとり暮らしの高齢者とか、こういう例があったんですけども、公営住宅の4階にひとり暮らしの高齢者がいらっしゃるんですが、断水と、もちろん停電もあったんですけども、水を求めて1階の下の部分では給水ができたんですけども、なかなか取りに足が悪いために行きにくいと。そういう形の、災害弱者といいますか、そういう方々への支援策も今後どうやっていくのかということも、これは今後の課題ですけども、隣近所助け合って今回やられた面も多々あったんですが、そういうネットワークといいますか、そういうことも今後の課題として受けとめていただけたらというふうに思っております。

窓口についてのPRについて御答弁お願いいたします。

議長（中司 実君） 総務部長。

総務部長（嘉村 悦男君） 先ほども答弁いたしました。お見えになれば臨時の窓

口で粗の相談は乗れるようにしておりますけれども、いわゆる広報、市民へのアピール度というんですか、ただちに云々という広報活動については、今回、反省点多々あるかなという気がいたしております。これも反省材料として総合窓口の可否について、検討させていただきたいというふうに思っております。

それから、高齢者対策云々ですが、水が来なくて云々ということで、どなたの家が来ないかというところで、高齢者の方がここに住んでいるリストまではまだ整備されておられません。したがって今回の場合は、いわゆる隣近所の手助け、助け合いをお願いを申し上げたという点が多々ございましたが、いわゆる災害の弱者対策といったものも今後の行政課題かなというふうに思っています。

いま一つ、自主防災組織を各自治会でというお願い等もいたしておりますので、それらの推移と総合的に検討させていただけたらというふうに考えております。

以上です。

議長（中司 実君） 26番。

26番（青木 岩夫君） 今回の台風で、膨大な、それぞれの地区にガレキが出ていると思います。それで、このガレキが当初12日までというような通達が回ってきてまして、今、改めてまた19日というような通達になっておりますが、問題は、当初の段階は私も自治会長も兼ねておりますから、地区の皆さんに、それぞれ台風以外のごみは出さないようにと、通常出す1ヵ月に1回ありますガレキのごみと一緒にして出さないようにという回覧板も私は回しました。ところが、最初はよく守られておりましたけれども、しまいになったらもうごちゃごちゃになりまして、トタンがかわらがブリキがビニールがというようにいろいろと、それらが皆、1ヵ所に混在されて盛り上げてある状況です。

さて、今度はこれを今から行政側が収集して歩かれる時期が19日以降来ると思いますが、これで現地でのいろいろなトラブルが起きないように、分別がなっちゃおらんとかいうようなことで、トラブルが起きないようにということをお願いしておきたいわけです。と申しますのは、18号台風以来のごみもかなり現地は出ておりますから、そういう辺はひとつ大目に見ていただくこといかがだろうか、ちょっとお尋ねしておきたい。

議長（中司 実君） 総務部長。

総務部長（嘉村 悦男君） 災害対策本部におきまして、ガレキについては12日までというお願いを最初、決定をさせていただきました。その旨各地区の連合自治会長さんにも御相談を申し上げましたところ、12日ではごみが集めきれないというところで、これはちょっと12日は間に合わないのではないかという御指摘等もいただきまして、改めて19日に変更をさせていただきました。このあたり情報がふくそういたしましたことにつ

いてはおわび申し上げたいと思いますが、自治会の方から19日まで、せめて1週間、もう1週間延ばしてくれという要望で19日まで延ばさせていただいたわけです。あと、収集あるいはどんなごみを、あるいはどんな体制等々については、生活環境部長からお答えを申し上げます。

議長（中司 実君） 生活環境部長。

生活環境部長（三谷 勇生君） 12日までということと19日までということで大変皆様方には御迷惑をおかけしておるということで、いろいろクリーンセンターの方にも、私の方にも、その問い合わせなりが入ってきております。大変迷惑をかけているところでございますけれども、12日までと決定いたしましたのは、とにかく土、日がありますので、被災されたごみ、それを最短距離で集めていただいて、最短距離で処理したいという思いがございました。とにかくごみが散乱しておるということになりますと安全面からも非常に問題がございますので、できるだけ早く処理してさしあげたいという思いがございましたけれども、御承知のように、停電等も復旧する地域に格差がございます、コピー、電話、そういった情報網も復旧の差がございましたものですから、先ほど部長の方が申しましたように、19日ということに変更も、19日までよろしいですよ。しかしながら、自治会におきましては、もう12日で切っております。うちはまだ連絡が全部いっておりますから大丈夫ですというようなことがございましたから、じゃあその地域につきましては、回覧は回されなくてもけっこうですよというふうなことも申し上げております。

そういったところから、今度は次に収集体制に入るわけでございますけれども、12日までで終わったというところにつきましては、もう本日から収集しておりますけれども、そういったところは優先的にどんどんどんどん出ていくということにしております。そして19日までとはいいいながらも、出てきたごみの総量をできるだけ減らしていくという努力をします。そして、全体的には19日までで切りますけれども、それ以降は全力をかけて収集に入り、できるだけ短時間に収集してまいりたいというふうに思います。

ですから、今の通常のカレキの部分と、被災ごみとの区別ということでございますけれども、地域によってはそれがきちっと違う所に場所を指定していただいております。そういった、今、カレキにつきましては業者さんに委託しておりますが、持ち込む場合にはある程度基準を守っていただかないとピットの中に入られませんので、それはそういったものも収集しますけれども、しかしながら、カレキのごみということは、今、そういった規定をしておりますので、それはそれなりにまた、今、申しましたように短時間にかけて収集してまいりますので、その地域の収集場所につきましては、できるだけ御迷惑がかからないような形をとってまいりたいというふうに考えて

おります。よろしゅうございますか。

議長（中司 実君） 26番。

26番（青木 岩夫君） 親切な答弁をいただきましたけれど、具体的なことを言うと、かなり混在して、言うたら表現は悪いですけど、むちゃくちゃで搬入されているということです。それを分別してないから、言うならば、その担当者がそこで皆さんとトラブルが起きないようにと思うのですけれども、そういうことのないように少々は大目に見てもらって収集していただくと、持って行っていただくということをお願いしておきたい。

議長（中司 実君） 生活環境部長。

生活環境部長（三谷 勇生君） ただいまの御質問につきましては、被災ごみということで出てきたごみはすべて、ガレキ、可燃、不燃、3台でいきます。そしてそれぞれ仕分けしながら入れていって持って帰りますので、そういったトラブルはまず起きないと思います。

議長（中司 実君） 4番。

4番（行重 延昭君） 大変な被害が出たわけでございますけれども、市の方におきましてはいろいろな対応をされたということで、各地区から、特に未給水地区等からは大変喜ばれたような声も聞いております。そこで、先ほどありました農業施設等の被害の関係でございますけれども、面積944ヘクタールというのが、施設といいますと、農舎もあればハウスもありますし、水田もあるわけですが、総額で3,800万というような被害額が今、言われましたけれども、この数字がどこから出た数字か、農業団体等の調査の結果もあろうかと思いますが、とてもこんな被害じゃないというふうな気がしておるわけでございます。3,800万といいますと、米にすれば 1億3,800万、御無礼しました。私が聞き間違えました。大変な被害が出たわけでございます。その辺につきましては、今、訂正させていただきます。了解をいたしました。

百姓はまさしく一次産業、自然を相手に日々営業をやっておるわけですが、自然の猛威には、もろに自然に受けるのが一次産業の特徴でございます。特にこういう激甚災害等に対する天災融資法の適用とかいろいろな施策があるわけですが、その辺の見通しにつきましては、国・県の施策も絡むわけですが、わかっている範囲がありましたらお聞きしておきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

議長（中司 実君） 総務部長。

総務部長（嘉村 悦男君） 農作物でございますが、一応、水稻については全倒壊とか半倒壊とか、穂がずれて云々とか、穂が落ちてるという品目を3つに数えますと、あと野菜、蔬菜関係、あるいは花卉関係、バラ、カーネーション等も含めて13品目に及ぶ被害、

944ヘクタールといったところで、作物の被害は農協さん等々の被害調査をお願いしまして、農政課がとりまとめたところが1億400万円というような状況でございます。

それから農業施設につきましては、いわゆるハウスもの等々、支柱の倒壊も含めまして3,400万円と、粗でございますが、とりあえず一時的に集計したものがそういうふうに出ておまして1億3,800万円ということです。

それから、その復旧に対する支援措置でございますが、主に融資制度というふうになるんではないかと思っております。これについてはまた産業振興部の方より、融資制度はどうなるのか、こうなるのかという調査、県の制度、国の制度とも合わせながら、10月1日の市広報にその支援融資についてはどんなものだということを掲載していきたいというふうに思っております。

議長（中司 実君） 4番。

4番（行重 延昭君） ぜひお願いしたいと思うんですけど、最後の番でございますが、天災融資法なるものが非常に広範囲な地域を基準に、この施策が、基準が決められておるのが過去の例でございますけれども、ひとつ防府は防府独自の、これだけの被害が出たということを特に強調いただいて、その筋の中で協議を主に進めていただきたいというふうに思っております。

特にまた水稻等につきましては、現時点でまだ1ヵ月後に刈り取りというようなものも相当あるわけでございますけれども、現時点、ほとんど刈り取っておりませんけれども、遅もの等については、今から日が進むにつれて被害がまだ甚大に広がっていくという可能性が多分にあるわけでございますので、その辺も十分含めた対応をお願い申し上げておきたいというふうに思います。以上でございます。

議長（中司 実君） 以上で、市長行政報告を終わります。

平成16年度防府市一般会計補正予算（第2号）訂正の件

議長（中司 実君） 次に9月6日、市長から提出された平成16年度一般会計補正予算（第2号）について、本日付けをもって訂正したい旨の申し出があります。この際、平成16年度防府市一般会計補正予算（第2号）訂正の件を日程に追加し、議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中司 実君） 御異議ないものと認めます。よって平成16年度防府市一般会計補正予算（第2号）訂正の件を日程に追加し、議題とすることに決しました。平成16年度防府市一般会計補正予算（第2号）訂正の件を議題とします。

市長からの平成16年度防府市一般会計補正予算(第2号)訂正の内容については、お手元に配付いたしております正誤表のとおりでございます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております平成16年度防府市一般会計補正予算(第2号)訂正の件はこれを承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(中司 実君) 御異議ないものと認めます。よって、平成16年度防府市一般会計補正予算(第2号)訂正の件は承認することに決しました。

一般質問

議長(中司 実君) これより一般質問を行います。通告の順序に従い、進行したいと思いますので、よろしく願いいたします。

なお、質問回数については、会議規則第62条の準用規定に基づき、第54条ただし書きを適用し、制限しないことといたしますので、御了承をお願いいたします。

これより質問に入ります。最初は6番、藤本議員。

〔6番 藤本 和久君 登壇〕

6番(藤本 和久君) 民友会の藤本です。台風18号で受けた被害の復旧に大変な時期に的を射ない質問となりますけれども、台風が来る前に通告しておりますのでお許しを願いたいと思います。通告に従いまして2件質問します。

最初に居住環境の保全ボランティア活動に対する行政のかかわりについて質問します。私有地の居住環境の保全は所有者である住民に管理責任がありますが、公有地については、行政に管理責任があると思います。しかし、自治体の財政事情からか、思うように管理されておらず、周辺住民のボランティア活動に頼っているのが実態であります。防府市では毎年7月の第1日曜日を市民一斉清掃の日と定め、公有地の居住環境保全ボランティア活動を推進しています。また、この日以外でも公有地の居住環境保全ボランティア活動を実施している個人や団体がおられます。これらの活動は環境問題に対する意識の高揚と行政経費の削減に貢献しており、大変結構なことと喜んでおります。今後も継続してほしいと願っていますが、行政とのかかわりが気になっています。

一つの事例を紹介したいと思います。7月11日にある団体が富海海水浴場のごみ収集ボランティア活動を計画しました。実施に先駆け、私に収集したごみの回収を市にお願いしてほしいと依頼を受けました。早速7月5日にごみの回収を生活環境部に依頼しましたが、回収はできないので実施団体がクリーンセンターに持ち込んでほしいとの信じがたい回答でした。ごみ回収はスケジュールどおり行うので途中での業務の追加はできないと

の判断でしょうが、本当に変更できないような過密スケジュールなののでしょうか。ごみ回収は快適な居住環境の維持管理の一手段であって、決して目的ではないはずですが。ごみ回収が目的になっているから、こんな信じがたい対応になるわけです。

ボランティア活動を実施している個人や団体が収集したごみをクリーンセンターへ持ち込むには、運ぶトラックを所有していれば可能ですが、土曜、日曜日にはクリーンセンターは閉鎖されており、持ち込みできないので、平日に休暇をとらなければなりません。また、トラックを所有していない団体や個人はトラックの準備もしなくてはなりません。

このような行政の対応に対し、ボランティア活動を実施している個人や団体はどう対処すればよいのでしょうか。答えは簡単、ごみ収集ボランティア活動をやらなければよいのです。ごみが散乱していたり、雑草が生い茂ればごみの回収や雑草の草刈りを行政に依頼すればいいのです。これではあまりにも情けないではないですか。この団体は広島市でも同様な活動をしていますが、ごみ回収は二つ返事でOKだそうです。時には市職員も参加されるそうです。えらい差です。しかし、広島市の対応が素晴らしいのではなく、これが普通ではないのでしょうか。

そこで市長に質問します。市長に対してこんな質問をしなければならないことが情けないと思うと同時に、大変失礼なことですがお許してください。公有地の居住環境保全は行政が行うので心配しないでほしいと思っているのか、もしくはできることなら住民にお願いしたいのか、どちらでしょうか。もし后者であれば、今回の例のようなボランティア活動を抑制するような行政の態度をどのように思われているのでしょうか。

続いて、学校給食について4点質問します。長年の悲願だった中学校給食が小野中学校及び富海中学校がことし4月より実施され、他の8校についても平成18年度に4校、平成19年度に残りの4校が実施予定と伺っており、大変うれしく思っています。

1点目。去る8月18日の教育民生委員会の所管事務調査で、教育委員会から給食センターの建設に関して大幅な予定変更が示されました。その主な内容は東地区に3棟、西地区に2棟の建設予定だったものを当面東地区の3棟だけにする。当然、調理能力は不足するので1棟当たりの調理能力を2,500食から3,500食に変更するというものです。西地区への建設は中止するとは言っていないですが、東地区だけで十分な能力があれば西地区に建設する必要性は低く、西地区への建設はないと判断します。

昨年の9月議会の一般質問で、同僚議員が給食センターは2カ所建設すべきではない、市の中央部に1カ所にすべきであると提言しています。この提言に対して、当局は東西2カ所の必要性を主張し、一步も引きませんでした。同僚議員の提言も十分納得できたし、当局の答弁も学校給食への熱き思いが伝わり、賛同もしたのですが、あれから1年しかた

っていないのに、なぜこのような大幅変更がいとも簡単になされるのでしょうか。財政的な問題ではないはずですが。なぜなら教育長も市長もセンターの建設費用は東西に2ヵ所でも中央1ヵ所でも大差ないと答弁しています。ではなぜか。私の能力では全く理解できません。当局の明解なる見解を示していただきたいと思えます。

2点目。長年の悲願だった中学校給食の実現だけにその期待も大きいものがあります。しかし、教育委員会が平成15年3月に策定した防府市小中学校給食基本計画を読んで、本当に期待どおりの学校給食になるのかと疑問を持っています。その根拠は学校給食のビジョンがなく事務的な冷たい計画だからです。学校給食のあるべき姿を描き、現状とのギャップをいかに埋めるかの課題を挙げなければ他市町村にまさる学校給食はできません。学校給食のビジョンを示してください。

3点目。小学校の給食方式はできることなら自校方式を継続してほしいと願っています。各自治体で基本的な考え方に差があるようで、給食センター方式から自校方式に戻す自治体もあると聞いています。実施計画では野島小学校、小野小学校、及び富海小学校を除く小学校についても給食センター方式への移行が決定されておりますが、性急に結論を出すべきではなく、中学校給食の実績や社会情勢の変化を見て決断しても遅くはないと思えます。学校給食の基本となるこの点についての変更の余地は全くないのでしょうか。

4点目。調理、配送及び洗浄の各作業は民間委託される計画ですが、委託業者の選定方法を聞かせてください。

以上で壇上からの質問を終わります。

議長（中司 実君） 6番、藤本議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 私からは居住環境の保全ボランティア活動により収集されたごみの処理についての御質問にお答えいたします。

自分たちのまちや地域の環境は、自分たちの手で守っていこうという市民の皆様のふるさとの強い意思のあらわれとして、企業をはじめ自治会や各種団体によるボランティア活動が盛んに行われておりますことは、市といたしましてもまことに心強く感じているところでございます。特に市民一斉清掃や企業、自治会等による地域の清掃は、ボランティア活動による熱意の大きなあらわれでありまして、行政になりかわって環境保全に多大な貢献をさせていただいておるものと認識しており、心より敬意を表し、感謝申し上げます。

御質問のごみの処理につきまして、御指摘のとおり、関係機関との連絡や対応が不十分なため、ボランティア団体の皆様方に不愉快な思いをさせましたことは大変申しわけなく

思っておるところでございます。今後はクリーンセンターを窓口にして収集体制を充実し、速やかに処理してまいりますので御理解と一層のお力添えをお願いいたします。

他の御質問につきましては、教育長よりお答えいたします。

議長（中司 実君） 6番。

6番（藤本 和久君） 市長より大変ありがたいお言葉をいただきましてありがとうございます。どうかよろしくをお願いいたします。この件は終わります。

議長（中司 実君） 2の学校給食についての御答弁をお願いいたします。教育長。

教育長（岡田 利雄君） 学校給食についてお答えいたします。

1点目の基本計画の変更についてでございますが、この基本計画は防府市小中学校給食協議会の委員の方々に御協議をお願いし、平成15年3月に策定したものでございます。この概要は今後の小・中学校給食は調理・洗浄・配送業務を民間委託とする東西2カ所の協同調理場により実施することを骨子といたしたものでございます。現在、東側に中学校給食共同調理場1棟の実施設計をしており、平成17年度に建設、平成18年度から一斉に中学校給食を開始したいと考えているところでございます。なお西側の共同調理場につきましては、平成18年度から開始を予定しております中学校給食の状況を踏まえ、検討したいと考えております。

2点目の学校給食のビジョンについてお答えします。学校給食は現在もビジョンを持って実施しております。学校給食は食事の正しいあり方の指導、食事を通して好ましい人間関係の育成、心身の健全な発達に資することをねらいとして、正しく、楽しく食事することや、教師と児童生徒が食事をともにすることにより、心のふれあいの場を醸成することとあります。このことは極めて重要な教育活動の一環であると認識いたしております。これら食の指導とともに安全でおいしい給食を提供するための施設など、ハード面の充実を学校給食の二本の柱として位置づけ、子どもたちが食物や食事について興味や関心を抱き、防府市の学校給食は安全でおいしいとの評価がいただけるように努めてまいりたいと考えております。

また、学校給食のビジョンとしてさらに申し上げますと、地元でつくった生産者の顔が見える食材の使用、いわゆる地産地消はふるさとへの愛着、地域農業への貢献、働くことの尊さ、作る人への感謝の気持ちを育てるものでございます。また食の安全性を確保する観点からも地産地消は重要なことだと考えております。そして既に防府米を利用した米飯給食を実施しているところであります。今後もできる限り進めてまいりたいと考えております。

食物アレルギーへの対応につきましても、医師の指示書に基づき保護者、学校、共同調

調理場が連携を密にしながら、除去食など、できるだけの対応をしたいと考えており、共同調理場へ移行しましても、現状を後退させることのないように進めてまいりたいと考えております。

3点目の小学校給食の自校方式の継続につきましては、平成9年の文部科学省の学校給食衛生管理の基準の全面改訂に伴い、給食室を現行のウェット方式からドライ方式へ改修することが必要であります。

これには現給食室の2倍から3倍程度の面積を要しますので、現状の給食室に隣接した校地の面積を考慮しますと物理的に困難であります。またドライ方式への改修は多額の経費を要することから、自校方式の継続は困難な状況であります。

なお、調理業務等の民間委託につきましては、昭和60年文部省の通達により、献立の作成は設置者が直接責任を持って実施すべきなどの留意点を定めるとともに、設置者が地域の実情に応じた適切な方法により、運営の合理化に努めることを通達しているところであり、今後は施設の老朽度や給食調理員の在職者数を勘案しながら、順次調理業務等を民間委託とする共同調理場へ移行したいと考えております。

4点目の民間への業務委託についてでございますが、受託業者の選定にあたりましては、学校給食の趣旨を十分理解し、安全で衛生的な調理ノウハウと調理実績を持った誠実な受託業者が選定できるように、他市の事例等も参考にしながら進めてまいりたいと考えております。

議長（中司 実君） 6番。

6番（藤本 和久君） では1点目の計画の変更についてですが、今、教育長の答弁では、東地区に中学校給食センターをまず建設すると、これは2,500から3,500食になりますので、当然中学校の能力はそれでまかなえるわけですね。西にもまたつくる計画があると聞いていますけども、私は3,500食の調理能力が東にあれば、西には、私だったらつくらないんですけど、本当につくる計画があるのかどうか、まず1点目です。

議長（中司 実君） 教育次長。

教育次長（松本 孝夫君） 先ほど教育長、答弁しましたように、協議会で基本計画とこののを定めていただいております。ですから教育委員会といたしましては、その基本計画が進められるように頑張っていきたい、このように思っております。

議長（中司 実君） 6番。

6番（藤本 和久君） ちょっと私には理解できないんですけども、教育長はですね、さきの9月議会で、費用的には若干負担が少なくなると見込まれると。市長は、経済的な面においてそんなに大きな差が生じることはないと言われてますね。では、お二方とも、

大差はないと。今回の大差がないということがですね、今回の計画変更になったのかどうか、あるいはやっぱり大差があったのかどうか、どちらでしょうか。

議長（中司 実君） 教育次長。

教育次長（松本 孝夫君） 計画変更、確かに計画変更でございますけれど、やはり最近の情勢、社会情勢、経済情勢、いろいろあると思います。一番の根本はやはり現在中学校給食、15年度から二校、親子にしましたけれど、8校がまだ残っております。例えば東に4校分、西に4校分となった時に、西にいつ進めるかと、ちょっとわからない部分があります。現在の小・中学校の給食の実施率は県内で96%あります。中学校だけでも90%やってます。実際、中学校、やっていないのが19校、そのうち防府が10校でございます。そういう情勢の中であれば食数をふやしても、中学生の公平さからいっても、一気に8校、一斉にやっていった方がいいのではないかというような考えのもとで、今回変更させていただいております。

議長（中司 実君） 6番。

6番（藤本 和久君） 当初計画では、計画変更されましたけれども、18年度に東側4校、19年度に西側4校、これは基本計画が決まったわけですね。ということは8校、18年度にやるということは前進のように見えますけれども、私は前進ではないと思うんですよ。やはりずっと学校給食というものは続くものですから、東へ1カ所、西へ1カ所、これが基本的な考えだと思うんですけど、よくわかりませんが、2点、質問させていただきます。

調理能力を2,500食から3,500食にするわけですが、教育長は給食業務のきめ細かい対応や大量調理に伴う効率性を考慮して2,500と決めたということを言われてます。これ3,500になったらどうなるのか、これが1点。

それから、東西2カ所と決めたのは学校教育活動としての学校給食の使命、目的、より高い安全性の確保からだと、先ほどでは西にもつくるということなんで、これは質問にならないかもしれないけども、私は西にはできないと思いますので、そこら、もし東だけになるんだったら、この点についてどうなのか。

2点についてお願いします。

議長（中司 実君） 教育次長。

教育次長（松本 孝夫君） それでは1点目の3,500食ならどうかということですが、平成18年度から予定しております中学校給食、3,500食の場合においてもやはり安全やおいしさが確保できるよう、特に施設の整備、充実を図り、食材の購入、献立の作成等についてきめ細かな対応をしていきたいと、このように考えております。

それと2点目の、仮に1カ所ならどうかという御質問ですが、学校給食において食の安全は最も重要なことでございます。教育委員会といたしましては、仮に1カ所で調理することになりましても、学校給食衛生管理の基準、食品衛生法等々関係法令に基づきまして調理・配送業務の充実を図り、安全な給食が提供できるよう配慮したいと考えております。

なお、平成18年度より予定しております中学校給食につきましては、基本計画では車両1台で2校程度の配送を計画いたしておりますが、遠い学校につきましては車両1台体制や、調理から配送までの時間が短縮できるよう、これからも工夫してまいりたいと、このように考えております。

議長（中司 実君） 6番。

6番（藤本 和久君） 2点目のビジョンについて再質問させていただきますけども、どうも先ほどからの答弁聞いておりますと、日本一の学校給食にするんだというような意気込みがあんまり感じられないんですけども、日本一の給食にするという観点から、いろいろな見方があるんですけども、8点ほど質問させてもらいます。

まず1点目は、安全な食材の確保という観点からですけども、外国産の食材は日本では禁止されておりますポストハーベスト農薬 収穫後に農薬散布することですね、しておりますけども、安全性に問題があります。それと、遺伝子組み換えの食材もあると思うんですけど、これらの差別化。これについてどのような見解をお持ちなのか。

2点目は先ほど答弁にありましたが、地産地消、大変結構なことですけども、この課題はですね、やはり地元産だけでは量と品目ともに品ぞろえが難しいのではないかというふうに思います。それから食材の規格が合わない、価格が高い傾向にある、これらの課題があると思うのですけれども、これらの課題に対してどのように取り組まれるのか、これが2点目。

それから、小麦、卵、エビ、イカとかいったものの食物アレルギー対応ですけども、特に牛乳、これについては毎食献立にあるというふうに私、思いますけども、この牛乳に対する対応をどうするか。なぜ牛乳があるか聞いてみると、カルシウムの摂取に欠かせないというふうに聞いておりますけども、では牛乳を飲まない子どもはカルシウムを取らなくてもいいという考え方、やはり牛乳を飲まない子に対しては別のメニューがあるというのが学校給食があるべき姿ではないかというふうに思います。これが3点目。

それから、おいしい給食という観点からですが、おいしいと感じるにはいろいろな要因があるんですけども、一つとして食器も重要な要因だろうというふうに思います。計画ではPEN食器と聞いてますけども、危ない陶食器に比べれば、ずいぶん質量的にも重たいし、質感があっていいのですけども、やはり強化磁器に比べれば劣ると思います。またP

EN食器の安全性、耐久性についても疑問視する文献も出ております。ただ、この強化磁器については、壊れやすい欠点があり、ランニングコストが高くつくとの予測から、敬遠されているのも実態だろうと思います。しかし壊れやすい食器を大事に扱うということも教育の一環ではないかというふうに思います。私は総合的に見て強化磁器にするべきだと思うのですが、どのように思われておるでしょうか。

それと献立ですが、先ほどの食物アレルギー対応とも重複しますが、おいしい給食にするにはできるだけセレクトメニューが多い方がいいと思いますけども、セレクトメニューについての計画を聞かせていただきたいと思います。これが4点目。

それから日本農業への貢献ですが、日本農業は何と言っても米作、米です。市議会的一般質問で言ってもせんないことですが、米の拡大消費が国策ではなくてはならないのに、なっていないのが実態であります。せめて地方から発信したいと思いますけども、この米飯給食、どのような割合で計画をされておるのか聞かせてください。これが5点目。

それから、地球温暖化対策ですけども、例えばセンター内で消費をする電力は太陽光発電で賄うとか、地球温暖化対策に対して何かアイデアがあるのかどうか、これを聞かせてください。これが6点目。

それから、循環型社会の参画という観点ですけども、調理の残りかす、児童生徒が食べ残した給食、これらについては可燃ごみではなくて処理して土に返すリサイクルごみにする必要があると私は思います。そのためには処理施設の建設が必要になりますけども、防府市議会の会議録を見ますと、同僚議員がこの件について何度か一般質問をされております。同僚議員の提案に全く同感であります。処理施設の建設は当然考慮されておると思いますけども、どのような計画であるのか内容を聞かせてください。7点目です。

最後の8点目ですが、給食費の設定についてお聞きしたいと思います。現在の小学校給食費には食材費以外に光熱水費の一部が含まれていると聞いていますけども、光熱水費を全額含むのなら私、理解できるのですけども、一部ということは何に基づいて決められているのかよく理解できません。給食費は誰が、どのような根拠で決められているのか、お聞きしたいと思います。

以上、8点お願いします。

議長（中司 実君） 教育次長。

教育次長（松本 孝夫君） お答えいたします。まず1点目の安全な食材についてでございますが、輸入される食品につきましては、食品衛生法に基づき、厚生労働省の検出で審査され、不適格な食品は輸入されていないと理解しております。また国内の自給率の低い大豆、小麦など外国産に頼らざるを得ないという現状ではありますが、安全な食材の確保

は学校給食の根幹をなすものと考えておりますので、引き続き安全性には十分配慮してまいりたいと考えております。

2点目の地産地消でございますが、先ほど申しましたように、日本の食料自給率は40%と言われております。特に先ほど申しましたように小麦、大豆等は輸入品に頼らざるを得ないという状況でございます。地産地消につきましてはなかなか品数がそろいにくいということがございますけど、先ほど教育長の答弁にありましたように、引き続き前向きに取り組んでいくという考えでございます。

3点目のアレルギー対策、これにつきましては、確かに小学校4年から6年、現在約20名ぐらい、これは医師の指示のもとにやっております。やっぱり牛乳、これが一番多いでございます。ですから瓶の牛乳を出しておりますので、そういう子には牛乳は出していないと。ただ、それにかわるものということになりますと、代替食、豆乳とかヨーグルトがあるのかもわかりませんが、それはまた実費がかさみますので、その都度保護者の方と相談して決定しておるということでございます。

それと4点目のおいしい給食ということ。食器とセレクトメニューということでございますが、食器の選定にありましては、現在、小野小・中学校でPEN食器、富海小・中学校で強化磁器で今、試行しております。それにやはり安全性、耐久性、汚れの落ちやすさ、それと重さ、価格というものをやはり総合的に判断して選定したいと、このように考えております。

セレクトメニューにつきましては、調理工程が複数となり、また調理が複雑になることから望ましくないと、今、判断して、計画はいたしておりません。

それと日本農業への貢献についてという、米飯給食。現在小学校では週2回の米飯を実施しております。中学校は子どもたちの要望が多分多いと思いますので、回数をふやすとということで計画しております。

それと地球温暖化対策ということで、地球温暖化をはじめ、環境問題は私どもが率先して取り組むべき課題と思っております。ただ発電機の設置、メンテナンス等々を考えれば設置はなかなか初期投資がかさんで難しいのかなというように考えております。

それとごみ処理ですが、ごみ処理施設につきましては建設を予定しております。ただ、その処理方法については、現在、基本設計、実施設計の中で検討してまいります。

それと給食費の問題ですが、これはご存じのように学校給食法、学校給食法施行令に基づいて食材、燃料費、ガスの一部の実費を負担していただいております。規定等はございません。

以上でございます。

議長（中司 実君） 6番。

6番（藤本 和久君） まず安全な食材ですけれども、食品衛生法に触れているものが入っているとは、私は思っていないんですけれども、要は外国の食材をできるだけ抑えるような努力をしてもらいたいということを要望しておきます。

それから地産地消ですが、今からどういう体制を組まれるか、本当は聞いたかったんですが、まだないようでしょうけれども、やはりいろいろな課題があると思いますので、取り組み体制をきちりつくっていただきたいということを要望しておきます。

給食費ですが、学校給食法施行令では、ガス、電気、水道等の光熱費は設置者が負担すべき経費には挙がっておりません。確かにそうですけれども、自治体によっては全額負担しておるところもあるわけですね。防府市はガス代ですかね、負担しておると思うのですが、調理数によって負担額が1人当たりでみたら違うのですね。そうすると税金の使途の公平感からすれば、ちょっとずれるのかなというふうに思います。できれば全額負担が公平感が出るのではないかと思うのですが、全額負担にする気は全くないのか、あるのか、その1点をお願いします。

議長（中司 実君） 教育次長。

教育次長（松本 孝夫君） 御指摘がありましたように、ガス代10円はいただいております。この10円といいますのは、要するに小規模校であれば調理数が少ないので高くなるわけです。極端に言うたら20円、30円になります。となると、それが食材の方に食い込んでくると、公平な同じ給食が提供できないということになりますので、その10円を越える部分については市の方で補助して、それぞれ10円負担していただくということを進めさせていただきたいと、このように考えております。

議長（中司 実君） 6番。

6番（藤本 和久君） 全額負担は考えていないのか、いるのか

議長（中司 実君） 教育次長。

教育次長（松本 孝夫君） 行政が全額負担ということですか、今のところ考えておりません。

議長（中司 実君） 6番。

6番（藤本 和久君） 細かく8点も質問してすみません。これ以外に検討しなければならない課題はたくさんあると思うのですね。できれば日本一の給食センターにするためには、行政だけではなくて、いわゆる一般公募ですね、そういう追求をされている方々がおられると思うのですね、市内には。そういう方を含めたプロジェクトチームと云ったら大きさですけれども、そういったことも考える必要があるのではないかというふうに思い

ますので、これは要望しておきます。

それから4点目に言いました委託業者の選定方法ですけども、これ、入札にするのかどうか、それが1点。

それから、決定したら何年間を継続できるのか、それについてお願いします。

議長（中司 実君） 教育次長。

教育次長（松本 孝夫君） 委託業務の選定方法と期間ということでございますが、調理運営面の委託業務から私どもが県内外の同じような自治体の実情を聞きますところ、栄養士と調理師の意思の疎通が悪いとか、そういう調理業務に対して支障が出たという事例は聞いておりません。

なお受託業者の選定に当たりましては、一般的には一般競争入札とか指名競争入札、プロポーザル方式等々さまざまな選定方法があると思いますが、学校給食の趣旨を十分理解し、安全で衛生的な調理ノウハウと実績を持った誠実な受託業者が選定できるよう今後検討してまいりたい、このように考えております。なお、まだこちらの思いですが、委託期間は仮に入札をした場合となれば、当面1年間をしてその状況を把握したいというように考えております。

議長（中司 実君） 6番。

6番（藤本 和久君） 期間ですけども、1年というのは何か短いような気がせんでもないんですけども、私の知るところでは5年とかいうのもありますけども、そこはよく検討していただきたいと思います。

業務委託となりますと、労務管理、安全管理といったものは委託先になるわけですね。そうすると教育委員会の職員や栄養士が委託先の従業員に直接指示が出せないことになると思います。指示するのであれば委託先の責任者を通して指示するということになるかと思うんですけども、そうすると、市の職員や栄養士にとっては本当にもどかしいことになって、言いたいことも言わないというふうになるんじゃないかと思うんですけども、こちらの歯止めはどのようにかけられる予定なのか、最後にお聞きします。

議長（中司 実君） 教育次長。

教育次長（松本 孝夫君） 献立そのものは行政の責任でやりますので、当然その辺の打ち合わせ、ミーティングは必ず行われます。それと民間委託ですから、当然、委託契約を結びます。その契約条項の中に一般的に、文部科学省なんかがいっているのは、委託者に対する資料提出義務とか立入検査、管理、その辺の改善命令、その辺は契約書に明記するようにというような指示もありますので、委託契約書の中にその辺を盛り込んでいきたいと、このように考えております。

議長（中司 実君） 6番。

6番（藤本 和久君） 私は現場における市の職員、栄養士さん、この方々が本当に言いやすいような環境づくりをぜひお願いしたいということを要望して終わります。

議長（中司 実君） 以上で、6番議員の質問を終わります。

議長（中司 実君） 次は11番、安藤議員。

〔11番 安藤 二郎君 登壇〕

11番（安藤 二郎君） 政友会の安藤です。台風18号に際しまして被災されました方々に対しまして、高いところからではございますけれども、心よりお見舞いを申し上げます。今、同僚議員が申しましたが、各自治会ではガレキが山のように詰まっております。その収集をいまや遅しと待っております。ひとつ、質問も縮めますので何とか早く収集に行っていていただきたい。お願いいたします。

それでは質問に入らせていただきます。第1点、足腰の強い自治体についてということです。市長さんは、足腰の強い自治体を構築するためにはどうしても合併は避けて通れないと説明してまいられました。にもかかわらず、合併することよりも庁舎の位置をどこにするかという問題の方が将来の防府市の発展にとって、あるいは防府市民の将来にとってより幸せなことであるとの結論をください、防府市単独市政の道を選択することとなりました。ですから今やこうなってしまったてんまつがどうであるとか、合併協議会でのやり方が理不尽であるとかそんなことを言ってる時ではなく、こうした選択が将来の防府市の発展にとって、あるいは防府市の将来にとって、より幸せなことであるということを語ってほしいと思います。それを理解させてほしいのです。もはや将来のまちづくりの夢を語る時ではないでしょうか。

まず1点、足腰の強い自治体の認識について、市長さんは依然として、単独市政といえども足腰の強い自治体を目指すとは表明されておりますが、人口12万という規模の都市で、どういう状態になったら足腰が強いというのか、その具体的な形についてお尋ねをいたします。そのために今後どのような道筋を立てておられるのか、とりわけどのような財政運営をされようとしておられるのか、お尋ねをいたします。

第2点、行財政改革の成果について、平成13年7月、定められた防府市行政改革大綱の行政改革に対する基本的方針の中で、「昭和60年行政改革と、より機能的な行政組織・運営基盤の構築を目的とした平成7年行政改革により各々一定の成果を得たものであるが、いずれの改革においても構造的・根幹的な部分については、なお改革されずに現在に至っている」としております。そして「いま一度、地方自治の原点に立ち返って行財政

全般にかかわる諸問題に取り組む一方、国際化やIT革命への対応、新しい行政課題に対応し得るシステムを構築することが本市における喫緊の課題となっている」としてあります。さてそれでは、平成17年7月に定められたものから3ヵ年が経過した現在、その状況について成果あるいは計画の策定について質問させていただきます。

第1点、3ヵ年が経過した現在、期待した以上に成果の得られたものはあるのか。一方で、期待していたがそれほどの成果は得ることはできなかった、そんなものがあるのか、御説明をお願いいたします。

第2点、平成16年、今年度、4月、行政改革推進室が出された行政改革推進計画、平成16年度具体的実施方策の中から具体的項目について2点ほど質問をいたします。

業務の効率化の推進のうち、庁内情報化の推進についてお尋ねをいたします。検討結果、防府市IT推進本部において次の項目を具体的に推進していくとして、7項目について列挙されておりますが、次の項目について、具体的にどの程度推進されているのか、その経緯と現在抱えている問題点、及び今後どのような計画で推移していくのかについてお尋ねをいたします。それは内部文書の文書化について、そして統合型GISについて、この項目の中には入っておりませんが陳情処理状況の電子化について、以上3点についてお尋ねをいたします。

次に、適正な組織人事管理の機構のうち、樋門・排水機場の一元的管理、並びに道路窓口の一本化についてお尋ねをいたします。樋門・排水機場の一元的管理者の問題について平成16年度においては依然として条件整備の段階であり、道路窓口の一本化の問題については平成18年度まで検討が続くとされておりますが、一体抱えている問題点はどこにあり、どうして解決ができないのでしょうか。この問題は全く同次元の問題であり、まさに行政改革大綱で言うております構造的根幹的な部分であり、これらに触れることなく行政改革を語ることはできません。一向に手がつけられているようには思えませんが、一体どうしたことなのでしょう、御説明をお願いします。

2番目、三位一体改革についてです。三位一体という言葉はもともとキリストの世界から発生した言葉ですから、キリストの教えも十分に理解できてない多くの日本人にとっては意味不明と言わざるを得ません。キリスト教信者に般若心経を説くようなものです。しかし、例によって小泉首相の一言が定着してしまうという無節操のままここまでやってまいりました。そこには国民に理解していただくというような思いやりも何もありません。しかし、ここまで定着してしまうと、何とかそれに乗りおくれないうにしなければなりません。

ところで、今、言われている三位一体改革とはどんなことを言うのでしょうか。その

目的とするところは、地方分権の理念に沿って歳入歳出両面での地方の自由度を高め、真に住民が必要なサービスを地方自らの責任で自主的、自立的に行えるようにすることのようであります。ところが今やられていることは補助金と交付税の削減、これがいち早く実施されましたけれども、それに伴う税源移譲の形が全く不明確であり、これでは三位一体の実現とはおおよそ違っていて、それぞれの自治体で予算編成には手こずっている状況なのであります。しかし、政府は本年6月、閣議決定された骨太方針第4弾の中で、国から地方への3兆円の税源移譲の前提として2005、2006年度に総額3兆円の補助金を廃止するとしております。

さて第1点、三位一体改革の認識についてです。それでは三位一体改革について、執行部としてはこのことをどのように解釈、認識しているのか、多くの市民の方々にわかりやすく御説明をお願いをいたします。

第2点、義務教育費国庫負担金の削減について。三位一体改革骨太方針第4弾の中で、総額3兆円の補助金を廃止する目玉として、8,500億円の義務教育費国庫負担金の削減がありますが、よく御存じのとおり全国知事会においてかなりの紛糾をいたしました。本来国策であるべき義務教育を地方に移してしまうという教育の基本にかかわることだったからであります。義務教育については憲法第26条に、すべて国民はその能力に応じてひとしく教育を受ける権利を有しており、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負うとあり、義務教育については国の責任で行うことが国民との約束となっております。ところが、今回三位一体改革の中で、義務教育の国庫負担金の削減を打ち出して、財源確保のため住民税への税源移譲案が提案をされております。全国均等に仮にこのような税源移譲されてしまいますと、人口の少ない県では教育費がかなり圧迫されることとなります。

さて、このような中で全国市長会ではいち早くこれらを含む削減案に賛意を表明されました。防府市として、義務教育国庫負担金削減についてどのように認識して、どうあるべきであるか考えておられますか。先に申しましたこの問題は県あるいは県知事の問題ではなく、地域それぞれが考えなくてはならない問題であります。その基本的な考え方についてお尋ねをいたします。

3点、来年度の予算編成についてです。防府市における来年度予算編成に当たって、三位一体改革はどのように反映されるのか、御説明をお願いいたします。

次に、市政の行政報告についての質問でございます。第1点、住民説明会についてです。報告の中で合併問題の説明と今後の市政について、私どもの考えを十分にお伝えし、さらに御意見をお伺いするために説明会を実施するとされておりますが、合併問題の説明とは一体何をどう説明されるのか。単独市政と決定したことの経緯、及び単独市政の説明なの

か、まだこれから推移次第では2市4町の枠組みに戻ることができるのか、といった説明をされるのでしょうか。

第2点、今後の市政に対する意見とは、これから単独市政を実行するに当たっての意見なのか、それとも合併することもあり得るが、そのときの意見も言うのでしょうか。どういった意見を求めるのでしょうか。

第2点、アンケートの実施について。市民5,000人を対象にしたアンケートを実施されておりますが、当然無作為なアンケートということになると思いますが、無作為といっても5,000人を無作為に抽出するということと、大事なことは無作為な設問をすると、その2つが保障されなくてはなりません。どのような手法で無作為を保障されようとしているのか。また特にどんな点に注意されて無作為なアンケートとされるか、御説明をお願いいたします。

次に、合併の是非について説明されるかどうかをお伺いいたします。合併の是非についても説明されるとするならば、アンケートの結果、合併是となるうが非となるうが、その後の道筋をきちんと立てた上でアンケートしなくてはなりません。では、合併是あるいは合併非となった場合、どのような道筋を立てておられるのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

以上で、壇上からの質問を終わります。

議長（中司 実君） 11番、安藤議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 私からは1点目の足腰の強い自治体について並びに行財政改革、行政報告についての御質問に関してお答えをいたしたいと思います。

まず、1点目の足腰の強い自治体についての御質問でございますが、まず「12万都市である防府市にとって足腰の強いとはどういう状態を言うのか」とのお尋ねですが、このことにつきまして厳密な定義はございませんが、私は住民に身近な行政主体として十分な権限を持ち合わせており、なおかつ持続可能な財政基盤を備えている自治体、このように考えております。そして住民に身近な行政主体として十分な権限を持つというのは、これまで以上に自立性の高い行政主体になることと考えており、多様化・高度化する行政事務にも的確に対処できるだけの専門的な知識を組織体制、職員体制として有している、そのような状態を言うのではないかと考えております。このため引き続き計画的な研修等を実施いたしまして、職員の意識改革、資質の向上を図ってまいりたいと存じます。

また持続可能な財政基盤を備えていると言いますのは、地域住民に対して基礎的なサービスを行っていくのに必要となる市税等の自治体固有の財源がある程度恒常的に見込ま

れるということではないかと考えております。この点につきましては本市の場合、近年伸び悩みは見られるものの、歳入の根幹をなす市税収入の占める割合は、類似団体の中でも平均的なレベルを維持しておりまして、底堅い財政力はあるものと思っております。

いずれにいたしましても、地方分権の時代に十分こたえることのできる行政運営力、いわゆる足腰の強さを持った自治体を目指して、政策形成能力を高めていくとともに、歳入の一層の確保、緊急性、効率性を考慮した歳出の見直し等を進め、健全な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

次に、行財政改革についてでございますが、議員も御指摘のとおり、平成13年度に行行政改革大綱を策定し、行政改革委員会からの答申や研究部会からの報告に基づき、平成14年度中に推進計画を策定し、早いものはその年度から実施したのもでございますが、平成15年度を実行元年と位置づけまして、本市行政のあるべき姿の再構築に向け、現在も鋭意取り組んでいるところでございます。お尋ねの成果があったものにつきまして、その主なものを御説明いたします。

まず、ごみ収集業務と学校給食でございますが、それぞれ委託化に向け、退職者不補充とし、臨時職員等で対応しておりますので、人件費が削減され、過去2年間で累計約1億円の削減効果がありました。

また、学校用務員につきましては順次業務を委託しておりますので、2年間で約2,800万円の削減効果が出ております。

やはず園の民設民営化につきましては、来年度、民間により開設される社会福祉施設へ移管される運びとなっております。

職員数につきましては、職員適正化計画により平成14年度から毎年1%、9名ずつの削減を予定しておりましたところ、本年度までに予定より16名多い43名削減という期待以上の成果が上がっているところでございます。

以上、構造的・根幹的な改革の成果ですが、そのほかにも記者室の統合、退職金制度の見直し、外郭団体の職員の見直し、社会福祉施設の助成等にかかる補助金の見直し等成果が見られ、取り組み項目全体の過去2年間の累計で約4億円の成果を上げており、この成果は今後も続いて出てくるものと思っております。

次に、成果が出ていないものといましては、市立保育園の民間移管、と場業務の廃止、受益者負担金の統一等がありますが、たとえば、市立保育所につきましては国の幼保一元化等の問題があり、民間団体との協議が進んでおりません。その他の項目につきましてもそれぞれ諸問題を抱えており、その解決に向け、引き続き努力してまいりたいと存じますが、いずれにいたしましても、あの時に行政改革に取り組んでおいてよかったと正直

思っているところがございますが、今後もしっかりした取り組みをしていきたいと思っております。

次に、庁内情報化についてお答えします。まず総合文書管理システム導入の必要性についてでございますが、総合文書管理システムは文書の收受、起案、決裁、施行、保存、情報公開までの一連の文書管理事務を電子化し、効率的な処理を可能とするシステムでございます。收受起案システム、電子決裁システム、保存管理システム、情報公開支援システム等の個別システムを統合した文書の電子化により、文書の一元管理による情報の共有化、情報公開への迅速な対応、意思決定の迅速化を図ることが可能となります。

一方、府省庁、地方公共団体向けには公文書の送受信に利用する総合行政ネットワーク、L G W A N 電子文書交換システム並びに市民向けには平成 1 7 年 1 0 月に県下市町村における電子申請システムの稼働が予定されているため、総合文書管理システムの構築が緊急の課題となっております。

このため、導入に当たっては L G W A N への参加、パソコン 1 人 1 台体制の整備、庁内 L A N の拡充及び庁内文書の庁内電子メール送受信によるペーパーレス化など、個々の基盤システムの整備を図ってまいりました。なお、総合文書管理システムの導入につきましては、県央部 2 市 4 町での共同開発、共同利用を目指しておりましたが、合併協議の休止により本市単独での導入に向けた検討を考えております。しかしながら個別システムの中で基本となる電子決裁システムについては、事務決裁に添付する説明資料等の電子文書と紙文書との一元管理の問題や、財務会計システムの見直しなど、当面解決すべき懸案事項がございます。したがって総合文書管理システム導入についてはこれらの課題を一つずつ解決し、電子自治体実現に向けて邁進してまいり所存でございます。

次に、総合型 G I S、地理情報システムの現状と今後の計画についてお答えいたします。都市計画課において平成 1 1 年度から 3 ヶ年で都市計画情報システムを導入し、都市計画区域におけるデジタルデータの基本地形図を作成いたしました。防府市 I T 推進本部でこの都市計画情報システムを統合型 G I S システムと位置づけ、全庁的に地図データの整備を図ることを決定いたしております。

現在、この基本地形図に土地地番図等を重ねることにより、データの共有化が可能となっております。

今年度においては、この基本地形図にさらに都市計画関連データを整備し、閲覧及び編集ソフトを導入します。これにより 1 3 課での閲覧と 6 課での編集が可能となります。

今後さらに統合型 G I S システムを充実させるため、都市計画関連データのほか、道路、河川、下水道関連データ等、さらには公共施設、自治会の境界等、新たな地図利用業

務データを入力して、庁内LANにより全庁的に利用できる体制づくりを図ってまいります。これにより地図データの共用化による事務の効率化、市民からの問い合わせに対する迅速な対応など、市民サービスの向上につながるものと考えております。

次に、陳情処理状況の電子化についてお答えいたします。平成14年1月からこのことについて検討を開始し、関係課で協議を進めてまいりましたが、本システムの当時のソフトに数百万円の経費がかさむことから、費用対効果の面からして協議が進んでおりませんでした。しかし現在では簡便な方法として、入力項目等を少なくしたパソコン利用を研究しており、今後、文書、口頭、電話、メール等による数多くの陳情、要望、苦情等の中からどこまでを入力項目にするか、個人情報保護の観点からどこまで開示項目にするか、一元化した場合のセキュリティ等々をさらに検討し、平成17年度導入に向けて引き続き関係課で協議を進めてまいりたいと存じます。

次に、庁内組織機構の改革についてでございますが、排水機場につきましては、機械、電気の技術職員を配置する部署へ2カ所を移管して維持管理の一元化に取り組んでおり、引き続き移管を検討してまいります。

樋門につきましては、その用途、目的が異なり、農林関係は農地のかんがい排水、下水道は都市機能の確保や市民の生命及び財産の安全確保のための浸水防除であり、一元化には問題点もあるため進んでおりません。

次に、道路事務窓口の一本化でございますが、御指摘のとおり、道路と街路につきましては、それぞれ道路課と都市計画課で担当しております。市民の皆様にはわかりやすい道路行政のためにも、都市計画課の計画部門を除き、道路課への編入について前向きに検討してまいりたいと存じます。

続きまして、行政報告についての御質問でございますが、最初に、市民説明会についてお答えいたします。県央部2市4町の合併協議が休止となった経緯につきましては、6月4日、5日の両日、デザインプラザ防府におきまして報告会を実施したところでございますが、その折に、他市町の動向を注視しながら事態を見極め、改めて御説明させていただきたいと申ししておりましたが、8月23日に至り、防府市を除く1市4町で合併協議会が設置されるなど、はっきりした動きが見えてまいりましたので、この時期に市民に御説明をさせていただくことになった次第でございます。

内容でございますが、現段階においては防府市はこれまでどおり単独で市政を運営していくことになると考えておりますので、市民の皆様にはこれまでの合併問題、特に合併協議が休止となりました4月26日以降の他市町の動向につきまして、いま一度御説明をさせていただき、またこれからの防府市政について、大変厳しい財政状況ではございますが、

将来的には立派なまちづくりができていると評価されるよう行政運営に努めたいという私どもの考えをお話しし、さらに御意見をお伺いするために、市内各地域で市民説明会を開催するものでございます。

次に、市民アンケートにつきましては、10月下旬に性別、年代別、地区別に配慮した無作為抽出により18歳以上の市民5,000人を対象に実施することにしておりますが、今回の市民アンケートは主に第3次総合計画の後期基本計画、すなわち西暦2006年から5年間の策定に市民の皆様様の御意見を生かすために行うものです。

合併協議が継続していれば、協議の過程で新市建設計画が策定され、新市のまちづくりに関するビジョンが市民のもとに示されるところでございましたが、合併協議が休止となり、現段階においては単独で市政を運営していくことになると考えられる状況となり、防府市としては後期基本計画策定に早急に取り組む必要が生じたので、その計画策定の基礎資料とするために市民アンケートを行おうとするものです。

設問につきましては、平成10年に実施しました防府市総合計画策定基礎調査時の設問と同様に、防府市の住環境、日常の暮らしや満足度、行政のあり方、防府市の将来等とすることにより、市民の意向の変化を把握できるよう、市政全般にわたる設問を予定しておりますが、その際、合併問題についてもこれまでの経緯を御説明し、それに対する市民の皆様のお考えをお聞かせいただき、今後の市政運営の参考にいたしたいと思っております。

残余の御質問につきましては、財務部長、教育次長より答弁いたさせます。

議長（中司 実君） 11番。

11番（安藤 次郎君） それでは最初の、足腰の強い自治体の件で質問いたしますけれども、政策形成能力を高めるために職員の資質を高めるということをおっしゃっておりますが、どのような方法で職員の資質を高めるのかは計画的な研修と言っておりますが、具体的にもう少しお願いいたします。

議長（中司 実君） 総務部長。

総務部長（嘉村 悦男君） 職員課におきまして年間の研修計画を立てております。その中には階層別研修と申しまして、例えば新採から1年後、3年後、5年という定期的な研修計画あるいは専門研修と申しまして、例えばITであれば今あたりはホームページをどのようにしてつくったらいいとか、そういった研修もいたしております。そしてさらには、いわゆる市町村アカデミー等々県外研修で政策能力の研修とか、あるいは税なら税の専門研修とか、そういったものについて年間の研修計画を立てながら実施をさせていただいておるとい状況でございます。

議長（中司 実君） 11番。

11番（安藤 二郎君） ちょっと質問が悪かったんですが、そういう質問ではなくて、今度新しく単独市政としてやっていく意気込みの中で、どういうふう到现在までと違う育成の仕方をされるのかということを知りたい。

議長（中司 実君） 総務部長。

総務部長（嘉村 悦男君） 今、合併協議が休止となりまして、今、協議したことについて3点ほど詰めております。1点は、どういう協議であったかという記録の整備をいたしております。なおもう一つは、合併協議におきまして2市4町の行政の実態が協議をする中ではっきり、どういう状況であるかということがわかってきましたので、それはとりもなおさず防府市の姿が逆に見えてきたということでございまして、2市4町の見習うべき施策あるいは政策等々について、比較検討して今後防府市に取り入れる、2市4町に見習って取り入れるものはどんなものがあるか、あるいは2市4町よりもこういうのをやっておるけれどもいかなるものであろうかといった、今、検討もいたしております。

といったところで、そういった新たな施策について、今、検討もいたして、いずれこれは、その検証結果等も発表していきたい、あるいは来年度の施策等に生かしていきたい、そのように考えております。

議長（中司 実君） 11番。

11番（安藤 二郎君） 今のお答えをぜひ覚えていただいて、いつかの時には発表していただきたい。その成果について、ぜひお願いいたします。

それから市長さんは、歳入の件で固有の財産がある程度底堅いものがあるというふうに言われましたけれども、ある程度とはどの程度なのか、具体的によくお願いいたします。

議長（中司 実君） 財務部長。

財務部長（中村 隆君） 固有の財源というふうに申し上げております。これは底堅いと申しますのは、私ども、財源は、市税が歳入の約40%程度を占めております。これはほかの類団の市町村と比べましても劣るものではございませんし、そういった意味から底堅いというふうな表現をさせていただいたわけでございます。

議長（中司 実君） 11番。

11番（安藤 二郎君） 行政改革によってかなりの成果を得られたということで、かなり自信を持っていらっしゃるけれども、中身を精査してみますと、非常にええかげんなことが多くてですね、あまり成果があったようには、私は評価できないところがたくさんございます。

そこで、私は行財政改革といったのはどういうことかという、財政改革はもちろんお金を少なくするということがあります、行政改革というのはお金のかかる行政改革もあるはずなんですよ。その辺のところも少しは言っていたかいないとですね、こういう点でお金がかかるけれども、市民サービスのためにはこういう改革が必要なんだよ、そのためにはお金がかかるよということもきちんとした説明をぜひしていただきたかったなというふうに思うんですが、その中で一つお伺いといいますか、いわゆるコンピュータの活用についてお伺いをしたいと思います。一つですね、パソコンを1人1台ということで、何かいかにも職員のパソコン能力を高めるというふうな話をしておられますが、私が見た範囲では一向にその能力が高まっているようには見えません。たとえばコンピュータの特徴といいますと何かと申しますと、ほとんどの企業ではもうやっておりますけどもプレゼンテーション、これはすべてパソコンでやっております。ところがどうなのでしょう、プレゼンテーションは一つは庁内会議でプレゼンテーションでパソコンを使っておりますか。それが1点。

それから、議員に対する説明、常にペーパーレスどころじゃなくて、同じような資料をたくさんつくって議員に対して説明しておりますが、あんなものはパソコンで投影してやればなんてことはない説明なものを紙の上でわけのわからんことをバタバタ言っております。そういうことは企業ではもう常識なんです。パソコンでプレゼンテーションするのはあたり前な話。ところが一向にその傾向が表れておりませんが、1人1台パソコン持たせたところで、そんな能力は一向に上がりませんよ。どこかでいわゆるシステムエンジニアがいてですね、そういうものをきちんと推し進めていこうという人がいない限りだめなわけですよ。

それと最終的に、もう一つプレゼンテーションで大事なことは、パソコンを使って市民にプレゼントするということが大事なことです。この市民にプレゼンテーションというのは、後で言いますが、GISの活用と関係してきますけども、市民に対するいわゆるインフラの説明にはこのパソコンを使ったプレゼンテーションが最も適しているわけです。

ですから、従来から私、言ってますけど、市民課の一角にいずれワンタッチでおれの地域はこんな今状態のインフラが進んでいるよという話を常にプレゼンテーションできると、そのくらいのことは簡単なことなんです。私がちょっと試算したって本当に簡単なことです。そういう庁内会議、あるいは議員に対する説明、あるいは市民に対する説明、このためにパソコンを使ったプレゼンテーションができるのかどうか、可能性があるかどうか、その辺についてお尋ねいたします。

議長（中司 実君） 総務部長。

総務部長（嘉村 悦男君） 大変厳しい評価でまいっておりますが、まずパソコン1台体制云々ですけれども、例えば会議の部課長への案内等々については、原則、廃止しております。ということで、ある程度操作能力あるいは連絡能力がないと、いやが応でもパソコンになれないとできないというところで、少しずつではありますけれども、能力向上に努めております。したがって、まだ、プレゼンテーションですけれども、庁内の会議ですべて画面を見ながら云々というところまでの能力アップまでには至っておりません。

2点目の、議員さんへもパソコンでということですが、今、議員さん方へのパソコンの利用について事務局とも協議をいたしております。もしお許しをいただけるのであれば資料等についてはそれからアウトプットしていただきたいというような方向もよろしいのではないかとこのように考えております。

それから、市民の方へのプレゼンテーションでございますけれども、今、結構ホームページでいろいろな計画も条例についても、プレゼンテーションという意味でダウンロードできるようになっております。いわゆる窓口での、市役所に来たときのプレゼンテーション云々ですけれども、御指摘のところは簡易型GISと私どもが呼んでおるところかなというふうに思っておりますけれども、そのあたりは今の統合型GISでは無理なところもありますが、簡易型GIS、ソフトもかなり安くなっているということですから、研究課題として早期に導入できるように努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（中司 実君） 11番。

11番（安藤 二郎君） 2点ほど、総務部長さん勘違いをしていらっしゃるところがあると思いますので説明しておきますが、プレゼンテーションというのは目の前にコンピュータを置いてやることじゃありませんよ。プロジェクターを使って大きな画面で説明するのがプレゼンテーションであって、ちゃんと企業に行って勉強してください。そういうことですよ。議員が一人ずつパソコンの前に座って見ることじゃありませんので。

それからもう1点、いわゆるインターネットを使ってホームページを開いていると言われておりますが、一体全体防府市内で何人の方が、何軒の方が、そのホームページを見ておられるかわかりますか。推計をください。

議長（中司 実君） 総務部長。

総務部長（嘉村 悦男君） インターネットを何人見ていらっしゃるか、推計というのは私、つかんでおりません。

議長（中司 実君） 11番。

11番（安藤 二郎君） 全く同じように、この30人の議員の中でどれだけの方が防

府市のホームページを見ておられると思いますか。推定でお願いします。

議長（中司 実君） 総務部長。

総務部長（嘉村 悦男君） それも調査しておりません。把握しておりません。

議長（中司 実君） 11番。

11番（安藤 二郎君） かくのごとくですね、ホームページなどというものはものすごく限られた人間の情報手段にしか過ぎません。したがって、今、市役所の市民課に出入りする人たちを見てください。あれだけの数の人が今のGISを使ってあそこでプレゼンテーションすれば、市民の方がどれだけ役に立つか、それはぜひですね、一考をいただきたいというふうに思います。

それからですね、いわゆる陳情については電子化するというので、平成17年度には導入するというので非常に好ましいことだなと思いますので、よろしく頑張っていたきたいというふうに思います。

それから問題の統合型GISの話ですけども、ただいまも総務部長さんの方から市民に提供するものは簡易型のGISではないかというふうな話がありましたが、残念ながら、今、都市計画に入っておりますGISを見ておりますと、きちっと、ちゃんとプレゼントできるようなシステムが入っております。これで十分に対応可能でございます。簡易型のGISをわざわざ入れる必要まったくありません。ただですね、このシステムが2,500分の1しかありませんので、たとえば先ほど申しましたように、道路とか河川とかそういうものについてきちんとしたインフラをすべてそれに叩き込むとすれば、2,500分の1では装備できません。これは1,000分の1に精度を高めて、それぞれのデータを入れなきゃなりません。このものについてですね、それを積極的に入れていこうという気があるかどうか。

と申しますのは、実は今回の水害を私、ある地区で見たんですが、約5ヘクタールに及ぶ水没があったんです。それは道路と河川が全くわからなくなって、長靴でも歩けない状態、真っ最中に行きましたけど、そういう状態で行きました。例えばそうしたとき、広域の排水の欠陥をどこで見つけるかということ、どこかネックがあるはず。どこかのネックを、穴を当てると、そこで一斉に解決してしまうということがあるわけです。そういうものをやるためにプレゼントするのが、このGISの強みなんですよ。こんなものペーパーであれが悪い、これが悪いと言ってみたってわかりやしません。

しかしですね、こういうGISを利用することによって、システムとして、ここら辺の問題ではないかということを出長さんの前で説明ができるんですよ。そういうことを積極的にいち早く、今の統合型GISに河川、道路、下水道、このデータを載せる計画を持

っていただきたいと思いますが、その意気込みやいかん、お尋ねをいたします。

議長（中司 実君） 総務部長。

総務部長（嘉村 悦男君） ITのアクションプランにも載せておりますように、今、議員さんの御指摘の道路、河川、あるいは下水、水道のものについてはそれに載せていきたいと、そのように考えております。意気込みを持っております。

議長（中司 実君） 11番。

11番（安藤 二郎君） 意気込みといたらいつごろまでにどうするかということがないと、意気込みにならないんです。

議長（中司 実君） 総務部長。

総務部長（嘉村 悦男君） 実は事前の云々では既に入っておるころではないかということもいただきましたが、事前については、例えば、ほかの優先すべきところがあって、その上乘せが残っておりますけれども、来年度になるのか、優先度合いによりますけれども、いずれにせよ統合型GISは道路の大小、あるいは河川とかを載せて利用するところに意義がありますので、それは必ず載せていきたい、そのように思っております。

議長（中司 実君） 11番。

11番（安藤 次郎君） それでは行政報告の質問に対してちょっと質問いたします。アンケートのいわゆる無作為の保証について、無作為というのは人間をいかに無作為に選ぶかということと、設問をいかに無作為に設問するかということが大事なことです。それが1点と、それから合併の是非はやはり問われるんだと。今、ちょっとぼかさされましたけれども、合併の是非を問うのかどうか、その辺をお尋ねをいたします。

議長（中司 実君） 総務部長。

総務部長（嘉村 悦男君） 無作為といったところですが、無作為については、これまでもかなり無作為の抽出を行っておりますけれども、いわゆる基準日において、住民基本マスターから18歳以上の方、今回ですけれども、地区別、年代別、性別に総数を集計します。その中から今度は、抽出総数の中から今度は地区別に何人、年代別に何人、性別に何人という割り当て等々を決めます。そして今度は、それでアトランダムに並べたものからその割り当てに準じて5,000人というものを出していきます。これはこれまでのところで、無作為というものを出しておりますので、これは本当、基準日、あるいはアトランダムに並べてある順番によって、やるたびに5,000人が変わってくるぐらいの無作為となります。

それから、無作為の質問ということですから、事実関係をきちんと述べて、その上で設問を意図的にならないようにしたいと思っております。

それから、なお合併の云々ということですが、今の現状についての合併ができ得なかったことについての質問を準備したいと考えております。

議長（中司 実君） 11番。

11番（安藤 二郎君） 無作為の方法というのはいろいろありますので、方法を聞いてるのじゃなくて、だれが保証するんですかという質問をしたんですが、それは保証者を聞いただけで、それはまあいいとしてですね、合併の是非は問うのかどうか、はっきり答えてください。

議長（中司 実君） 総務部長。

総務部長（嘉村 悦男君） 今、現段階が合併の可否と、要するに現在は、今、現時点では1市4町で法定協議会等が進んでおりますので、そのあたりについての住民の方の認識をお伺いするということになると思うんです。ですから4月26日までであれば、あるいは直後であれば合併賛成か反対かということも可否ができるわけですけれども、現段階では2市4町中1市4町でお進みでございますので、防府がその枠組みには入らなくて、結果として単独というふうになっておりますので、その辺についての質問を考えていきたいというふうに思います。

したがって、いや、今の状況は理解できる、絶対単独で行くべきだとか、今、結果として単独になってやむを得ないとか、あるいは2市4町にただちに復帰すべきだと、そのあたりの質問をしたいというふうに考えております。

議長（中司 実君） 質問の1と3を終わります。

それでは2の三位一体の改革についてを答弁お願いします。財務部長。

財務部長（中村 隆君） 2点目の御質問でございますが、三位一体改革について私の方からお答え申し上げます。まず三位一体改革をどのように認識しておるかとお尋ねでございますけれども、今までの一般質問でもお答えを申し上げますように、三位一体改革は国庫補助負担金、地方交付税、そして税源移譲を含みます税源配分のあり方を一体的に検討していくものでありまして、国・地方を通じた行財政改革の側面だけでなく、「地方にできることは地方に委ねる」という地方分権推進の観点が何よりも重要であると考えておるところでございます。

自立した地方自治を確立し、真の意味での地方分権を実現するためには権限の移譲と一体的かつ確実に税源移譲が進められなければならないと考えますけれども、改革初年度の平成16年度におきましては、地方交付税が大幅に削減をされまして、また税源移譲が先送りされるなど、国の財政再建のみを先行させた分権改革にはほど遠い内容であると、はなはだ遺憾に思っておるところでございます。

そうした中、さきに発表されました骨太の方針2004におきましては、改革の全体像を年内に決定することや、おおむね3兆円規模の税源移譲を目指すこと、これが明記されております。これを契機として、住民ニーズの把握に努め、そして個性豊かなまちづくりを進めてまいりたいと、このように思っております。

また、来年度の予算編成の御質問でございますが、これにあたりましては国・県等の動向をよく注視いたしまして、三位一体改革の影響の把握、これに努めまして、また限られた財源を効率的、重点的に配分し、きめ細かな予算編成に留意してまいる所存でございます。以上でございます。

議長（中司 実君） 教育次長。

教育次長（松本 孝夫君） 教育費の国庫負担金の削減についてお答えいたします。公立小・中学校の教職員給与費の2分の1を国が負担する義務教育国庫負担制度の必要性につきましても、中央教育審議会の義務教育にかかる経費負担のあり方についての中間報告で、次の6つの観点から述べられております。1点が義務教育に対する国の責任、2点が義務教育の無償性と完全就学の保障、3点目が教職員の人材確保、4点目が義務教育の地域間格差の是正、5点目が義務教育水準の安定的な確保、6点目が地方財政の健全化です。本市といたしましては以上の6つの観点が義務教育国庫負担制度の根幹をなすもので、堅持されるべきものと、このように考えております。

議長（中司 実君） 11番。

11番（安藤 二郎君） 1点だけ。義務教育費の削減の件ですが、これは先ほども申し上げましたけれども、県がやるから、県知事がやるからではない。市の庁内においても十分な議論をしてですね、教育のあり方、これを検討すべきときではないかと思っておりますので、ぜひそういう気持ちでもって取り組んでいただきたいというふうに要望して終わります。ありがとうございました。

議長（中司 実君） 11番議員の質問を終わりにして、ここで昼食のため、1時20分まで休憩をいたします。

午後0時20分 休憩

午後1時21分 開議

議長（中司 実君） 休憩を閉じて、会議を再開します。午前中に引き続き、一般質問を続行いたします。

次は9番、岡村議員。

〔9番 岡村 和生君 登壇〕

9番（岡村 和生君） 政友会の岡村和生です。通告に従いまして質問させていただきます。眠気の覚めるような御回答、よろしくお願いいたします。

私たちは国の広域合併推進策を理解しつつ、県央2市4町の枠組みを検討議論し、また歩み寄りをしてきました。今日現在、休止となっております。この状況を私たちは防府への愛着を残しましたという表現で私自身を整理し、前へ進もうとしております。

今後において私たちは今までに培われてきた防府の歴史と現環境を一人ひとりがことさらに認識しつつ、地方分権化が進む中、少子高齢社会の到来、予測される財政難、市民の価値観の変化、多様性などの確に把握し、防府の自治、まちづくりをしていかねばなりません。市民、議会、行政が協働して相互扶助のもと一体となって取り組んでいかねばなりません。

今、何が防府に必要なか、私は「情報の共有と住民参加」だと思います。住民自治の原点に焦点を合わすことだと考えます。まちづくりの基本はその主体である私たち市民が自ら考え、行動することにあります。そして私たちが自ら考え、行動するためには、まちに関するさまざまな情報やまちづくりに対する考え方などが私たちに十分に提供され、説明されなければなりません。

市は市の仕事の企画・立案、実施及び評価のそれぞれの過程においてその経過、内容、効果、及び手続きを市民に明らかにし、わかりやすく説明する責務を有しています。また同時に、各段階において市民が参加できるよう配慮することがあわせて重要だと考えます。

以上の観点から、現防府市執行部におかれましては情報の共有と参加に関し、さまざまな取り組みをなされてはおりますが、いま一步踏み込んで実現していただきたく、今回は2つの事柄につき質問と提案をさせていただきます。

まず1つ目。広聴相談業務についてです。現在役所内に広聴相談係の部署があります。しかし、十分に機能しているのでしょうか。広聴相談業務の第一のポイントは、市民より広く聞くことにより市民動向、要望の全体的把握をしっかりとすることであり、そして分析し、それを予算配分、施策に生かすことだと思います。

そのためにはまず、すべての行政に関しての市民からの相談、意見、提案、あるいは陳情等は一つの窓口を集約されなければなりません。今日の防府の状況を見ますと、役所に行きなれてる方たちは案件ごとにその案件の直接にかかわる担当部署に直接に行き、そこで解決、あるいは回答をもらっておられます。そしてその案件は現広聴相談係へとフィードバックはされておられません。つまり、市民動向、要望の全体的把握がどこもできてないのではないのでしょうか。受付窓口の一本化、あるいは集約をすべきと思いますが、いかがでしょうか。

そしてまた、受付窓口の一本化にあたっては、その部署は案件ごとにその直接の担当部署を単に紹介するような行き先案内をするのではなく、当部署が用件を引き取り、自ら関連部署にあたり、解決し、回答することも目的とした部署が望ましいと思います。

なぜなら、当窓口職員が来庁された市民になりかわり、それぞれの担当部署に調査、あるいは交渉することとなりますが、それは市民の目線に立って考え行動する意識の浸透と、また行政の専門家同士の話し合いゆえ、より高度な次元での奥の深い解決策、回答が導きやすいと期待できるからです。

そして一方で、そのことは庁内の部署間が縦割りの的になりがちな関係を立体的な関係へと導き、庁内の情報の共有と整理を促すことにもなります。そしてそのことが市民との接点である当部署に積み上げられれば、市民と行政の情報の共有と参加が大きく進むと考えます。

もう1点ですが、わかりやすい予算説明書の発刊と配布についてお尋ねします。市の財政あるいはお金の使われ方は市民に大変関心の高い事柄です。情報の共有に欠かせません。現在、市広報等でその説明はありますが、もっと市民にわかりやすい表現で、わかりやすい説明をしていただきたく思います。

ここに北海道ニセコ町が取り組んだ「もっと知りたいことしの仕事」というタイトルの予算説明書があります。1995年4月に初めて配布され毎年発刊されています。このような市民にわかりやすい予算説明書の発刊に防府も取り組んでいくべきだと考えますが、いかがでしょうか。

以上にて、壇上からの質問を終わらせていただきます。前向きな回答を単純明快にお願いいたします。

議長（中司 実君） 9番、岡村議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 私からは広聴相談業務の機能拡充についての御質問にお答えいたします。

私は常々、行政が諸施策を推進するに当たり、市民が主役の市政を念頭に、開かれた市政の推進、市民の目線に立った市政を第一に考えた行政の推進に努めております。

現在、本市におきましては、市民の皆様の御意見を市政に生かすため、文書、メール、電話、口頭のほかに、市役所各公民館に設置しております提言箱、地区懇談会等により広く市民の皆様の御意見をお聞きし、広聴相談係と各担当部署が連携を取り、対応・処理を行っております。

議員御指摘のように、行政、教育、福祉等多種多様にわたる相談、陳情等のすべてを

一つの窓口で対応・処理することも有効な方法ではありますが、職員の専門性、配置人数からも限界があり、かえって市民の皆様にご不便をおかけするおそれがあるのではないかと考えますので、現在のところは、大きな組織機構の見直しは困難ではなからうかと存じております。

しかしながら、情報伝達手段や市民のニーズが多様化・複雑化している今日、それらに的確に対応する広聴相談システムの充実が一層求められていることは十分認識しておりますので、今後とも、市民の皆様からの御意見や御要望を効果的に市政に反映される仕組みづくりや機能の充実について、研究してまいりたいと考えております。

残余の御質問につきましては、担当部長より答弁いたさせます。

議長（中司 実君） 財務部長。

財務部長（中村 隆君） それでは次に私の方から、わかりやすい予算説明書の発刊についてお答え申し上げたいと思います。

市政情報につきましては市の広報誌やホームページ等を活用いたしまして、市民の皆様にご提供いたしておるところでございます。市の財政関係につきましても、予算概要をはじめといたしまして予算の執行状況や施政方針など、適宜、お知らせ申し上げておるところでございます。

しかしながら、市民の皆様から見ましてわかりやすいものかどうかと言われましたらば、特に財政関係につきましては内容的にも難しい面もありまして、わかりやすいとは言いがたく、また工夫の余地はあるものと思っておるところであります。

ホームページを活用した情報提供につきましては、今年度からは各担当部署で積極的に対応しておるところでございます。財政関係の情報提供につきましてもできるだけわかりやすいものにしようと、内容の見直しなど検討いたしているところですが、先進地など実際の状況も研究してまいりまして、できる範囲でよりわかりやすい情報提供に努めてまいりたいと、このように思っておるところでございます。

議長（中司 実君） 9番。

9番（岡村 和生君） 先ほど市長は、それぞれの専門的要素が要るということで限界があるとおっしゃいましたけれど、一部私の理解するところはあるんでございますけれど、それだけ専門的にしかできないということであれば、人事異動で各部署異動されるということと、どうこれは関連するのでありますか。

議長（中司 実君） 総務部長。

総務部長（嘉村 悦男君） 専門性があると申しましたのは、例えば教育相談とか教育関係の陳情とか、あるいは福祉関係の相談とか、あるいは道路相談とか、多岐にわたって

おります。したがって、一人の人が教育相談も道路の要望もてきぱきと、というところまではなかなかしかならないということで、総合窓口は広報広聴課の方でいたしておりますけれども、より専門性のある方をお願いしておるところです。

今、御質問のありました人材の育成につきましては、やはり事業課とか管理部門とか一定のローテーションをかけながら、人事異動をかけておるわけですし、だからといってすべての事項に精通するということまでにはなり得ないというような状況です。なるべくいろいろな部署を体験して、人材の育成には努めておりますけれども、ではその方がすべて総合的に相談できるということまでにはなっていない、そのように思っております。

議長（中司 実君） 9番。

9番（岡村 和生君） 今おっしゃられたことが私はポイントだと思うんですけど、なぜ窓口一本化という手続きをとってした方がいいのではないかと、まず先ほど別な観点ですけど、いろいろな要望そのほかの市民動向については全体的把握ができるということが一つであります。

もう一方の点では、自らのその部署の担当する係が何人になるか私は想像できませんけれど、その方たちが一たん用件を引き取って、同じ庁内の人たちと話をしていくと、あるいはそれが交渉ごとになるかもしれません。それをやっていただきたいという強い思いがあるわけなんですけれど、そのことに関してはどうでしょう。つまり、市民になりかわってという立場を職員の方も取る必要があるんじゃないか、逆に市民の方と直接話すことも、担当部署の方がおられたら、その方は市民レベルの話だけで終わる、つまり表面上だけで終わることが往々にしてあると思うんですけど、一番それが一言言われる時には予算がありません、ということが一番多いわけです。だけど、なぜじゃあ予算がないのか、予算がどうなっておるのかという突っ込んだ話も、同じ庁内同士で全体が把握できての方がやっていただければもう一步前に進むんじゃないかと、そのこと全体を踏まえて最終的に窓口に来られた市民の方にそのことの説明も十分した上で解決してほしいという私の思いがあるんですけど、いかがですか。

議長（中司 実君） 総務部長。

総務部長（嘉村 悦男君） 広聴相談係で受付をいたしておりますけれども、例えば、道路のカーブミラー等々につきましても、じゃあどれだけ予算を持ってというのは大まかしかわからないわけでありまして、それをやるのはやはり道路課等になるわけです。ですから受付をしたものについては、専門性を有するところをお願いをすることによって、それで的確に対応していただくとしているのが今の仕組みでございます。

それから、受付をした担当者が市民の立場になりかわってといったところですが、そこ

やはり皆様方から陳情、要望でございますので、私どもは市民の立場に立って各担当課にきちんとやるようにというそのスタンスは、市民の方の立場に立ってということは、常日頃から担当者にも言っておるところでございます。

議長（中司 実君） 9番。

9番（岡村 和生君） もう1回言いますけれど、踏み込んだ形の話と同じ職員の方同士でやっていただきたいということがあるわけです。例えば、同じ一つの事柄が2つも3つも部署が分かれる案件、あるいは話というものはあるわけです。そうすると一般の方が来られた場合に、この件はあちらに行ってください、この件はあちらに行ってください、どこに行っても答えが出ない場合が、私の経験上もあるわけなんですけど、それを一つの窓口で集約して庁内ですべての意見調整、あるいは解決策を見つけて、まとめて伝えていただきたい。それをやるのが同じ庁内の人同士の意思疎通が図れることにつながると私は思っておるわけなんですけど。

議長（中司 実君） 総務部長。

総務部長（嘉村 悦男君） 複数の部にまたがるときには広聴相談係で、これは複数の部を集めて打ち合わせした方がいいなというような案件については、必ず集めてそういう調整をいたしております。昨年度も実際にありまして、これはハード面でしたけれども、例えばここまでは農林がやる、ここまでは道路がやりましょう、そのフォローについては水道がやりましょうとか、そういった事例も出てきます。その場合についてはその複数の部を集めて、その辺の調整はさせていただいておるところで問題解決に当たっているところでございます。ただ単に、3つ部があれば3つおのおの答えっぱなしというんじゃないくて、その辺の調整役等々についてはちゃんと会議等持って、いわゆる市民の方に迷惑のかからないように努力いたしておるところでございます。

議長（中司 実君） 9番。

9番（岡村 和生君） 私があくまで言っておるのは、今の専門部署をなくしていいんじゃないかということをおっしゃるのではなくて、いわゆる広聴業務という、今は一人でやっておられるようなんですけど、そうじゃなくて、もっと人数おかれて、いろいろなことがわかっておられる方を窓口において、その方を中心にやっていただきたいということです。

つまり、技術的、あるいはものすごい専門的な部署というのは必要だとは思いますが、その、専門的なゆえに、専門的な話だけがされるということとは非常にわかりづらい。そういうことも含めて、ぜひやっていただきたいということでお尋ねしておるわけなんですけど、決して「専門部署でないといけないことが多いから直接行ってくださ

い」よりは、そのことの状況がかなりわかっておる方が聞かれて、最終的にまとめ上げたものを言葉を選んで、わかりやすく窓口に来た人に、その部署の方が説明してあげる方が、よっぽど、いわゆる情報の共有というか、意思疎通が図れるわけじゃないですか。

議長（中司 実君） 総務部長。

総務部長（嘉村 悦男君） 受付を一たんすれば、その方が最後まで相談に乗った方が、人数をふやしてでも、というような御主旨かなと思いますけれど、それもいい御提案ではないかなというふうに思います。一度お見えになれば担当者が決めて、最後まで面倒見るという御提案は、市民の方にとってもいいかなと思いますけれど、現実、配置のニーズ等も御指摘いただきましたけれども、そこまで人数をよう配置していないというような状況でございます。広聴業務については、私ども基本的なものは、いわゆる交通整理といったものが主なような状況で、あとは専門性を有するということで、おのおの専門にお願いしておりますが、市民の方に丁寧に親切なという気持ちは決して忘れずに対応いたしておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

議長（中司 実君） 9番。

9番（岡村 和生君） しつこいんですけれど、私が描いておる姿は、庁内のいろいろなことにものすごく精通された方が、少なくとも10人、窓口におられて、すべて一手に引き受けて、たとえば私ども市議員が行く時もその窓口から出発すると、そういう形を思い描いておるわけです。つまりそこから庁内の横の関係も出発していただきたいと。そこまで踏み込んだ形の広聴業務という言い方が当たっておるのか、それは一つのいろいろな意見・提案あるいは施策に直接関係あることかもしれないんですけど、そういうことをぜひ実現してほしいと。それが一番言いたいことなんですけど。それについてはどうでしょうか。

議長（中司 実君） 総務部長。

総務部長（嘉村 悦男君） 各部に1名ぐらいの、部対応のいわゆる相談係10人ぐらいを配置するというのは、理想かもしれませんが、そこまで配置する余裕を持っていないというのが現状でございます。これは広聴業務にかかわらず、予算の調製も、あるいは企画の方についても部担当の職員が欲しいとか、そういう要望が皆、各庁内から出ておりますけど、相談業務を含め10名ぐらい配置したい、あるいはそうすれば、そうすることによって相談業務がぐっと充実するではないかという御指摘ですけれども、現実の職員数とにらみ合わせて、よう配置し切れていないという状況でございますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（中司 実君） 市長。

市長（松浦 正人君） 議員の御指摘、気持ちとしてはよくわかるんですけど、民主主義またそれに基づく役所、あるいは行政機構というものは、そういうものをしっかり構築していくには、手間と経費が莫大にかかるものではなかろうかなと、私は考えるわけがあります。いろいろなことで相談に行ってももどかしさを感じるとか、手間がかかるではないか、もっとてきぱきと親切な対応ができないものかという御指摘は、よく理解をできるわけですが、私どもが限られた手続き、きちとした手続きを踏んでいかなくてはならない、そしてそれに間違いや不公平が市民の一人おひとりの中にまた生じてしまうということは断じて許されることではないわけで、そういう行政が抱えている立場というものの中におけるサービスというものも、御理解をあわせいただけたらと、このように思っているところであります。いずれにいたしましても、総務部長が答弁いたしましたように、親切で的確な対応ができるように指示をきちっとさらにしていきたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。

議長（中司 実君） 9番。

9番（岡村 和生君） 現状で、まず1点申し上げますと、窓口に行きました。どなたが受付をされるのか、まったくわからない。おられる方に、「この件でちょっとお話ししたいんですけど」、「ちょっと担当官が出てますから」ということが往々にして現在あるわけです。そしたら、また帰って、またその方は来なきゃいけないという現状があるわけです。じゃあ今の専門部署ごとに分かれてることがいいというならば、そこになぜその人がいないんですか。聞く体制がとれてないということですか。それをお願いしたいということなんです。

そしてもう1点。先ほどフィードバックされてないという言い方を私、したんですけど、それぞれの部署に市民からの、来られた方の話があった、これはどこにデータとして残り、あるいは蓄積されて、それが次の施策あるいは予算編成のときに、配分のときに生かされているか、そのことについてはどうなんでしょうか。

議長（中司 実君） 総務部長。

総務部長（嘉村 悦男君） 御指摘のとおり、相談係1名しかおりません。その隣に情報公開の係とかがおりますので、留守の時にはその隣の係りの者で対応させていただくということにしております。

それから、フィードバックはしてありませんが、それが予算に、施策に、どのように反映するかということですが、おのおの例えばガードレールをつけていただきたい等々、そういったものについては、おのおのの課に連絡、対応等をお願いしておりますので、そこで予算を調製をしないと、私ども広報広聴課で、はい、この予算は、すぐカーブミラー分

が要するというわけにはまいりませんので、おのこの専門部署、教育関係であれば教育関係、あるいは福祉関係であれば福祉関係の課に相談等々については専門性を有するところに行っていただいて、それでもっておのこの予算化、予算対応、あるいは施策対応等をお願いしておるところでございます。したがって、広報広聴課ですべての予算を調製しているわけでもありませんし、施策も相談係が提言しているわけではなくて、その相談業務というものは、おのこの専門の担当する部署で予算化、あるいは施策の立案化をいたしておるといいう状況でございます。

議長（中司 実君） 9番。

9番（岡村 和生君） 現状はわかっておるつもりなんです。ただ、それが十分でないんで、たまたま私、今、広聴相談係という部署があって、そこに1名の方がおられるという現状があるということは認識しているわけですけど、その機能を拡充すべきじゃないかということで、先ほどからしつこく言っておるわけなんです。

それと、フィードバックをしないということは、それぞれの担当部署は部署内のことだけわかっておればいいということなんでしょうかね。

議長（中司 実君） 総務部長。

総務部長（嘉村 悦男君） フィードバックしないという言葉にちょっと語弊があったかと思うんですが、どういうお返事をしたといったことについてはちゃんとその回答を聞いておりますし、広聴係にお見えになれば、それを台帳にきちんと記入しております。しかし、申し上げたのは予算化とか施策の立案については、おのこの担当する部署でお願いを申し上げたいということです。

それから、いま一つ当面充実ということで、たった一人じゃないかというお言葉をいただきましたが、総務部は人の、職員配置をやっておるところで、大変力強いお言葉をいただきましたので、来年の4月の配分提出時には増員等も検討していきたいと思います。総務部はいつもよその部の事務量等で、お宅の課は1人多いとか、2人多いとか言いながらかなり削っておる手前上、うちも少数精鋭主義で1名という大変苦しい状況でございますので、来年の配分提出に当たっては力強いお言葉をいただいたとして、増員の方も検討してみたい、そして内容を充実していきたい、そのように思っております。

議長（中司 実君） 9番。

9番（岡村 和生君） もう1回端的に答えてください。1年間の単純な苦情といわれるものの把握は、どこにいけばわかるんですか。

議長（中司 実君） 総務部長。

総務部長（嘉村 悦男君） 苦情相談、いろいろあると思うんです。教育の苦情もあれ

ば、福祉関係の苦情も道路の苦情も、あるいは農林も、すごくあると思うんです。例えば道路だけの陳情要望等だけでもお聞きすれば800件とかあるように聞いております。そのすべてを広聴係で全部把握しているものではありません。教育相談、あるいは福祉の相談等々についてはプライバシーのこともありますし、おのあの部署で把握していらっしゃいます。そのすべてを広聴係で、すべてを網羅する気持ちはありません。が、広聴係へお見えになった分については台帳等も管理して、それなりに整理しておるところでございます。

議長（中司 実君） 9番。

9番（岡村 和生君） それぞれの部署がそれぞれの担当することの苦情はここではわかるけど、ほかの部署にかかわることはわからないというのが現状ということだと思うんですけど、それは例えば市長に全部それぞれの部署から報告されるんですか。それとも市長もよくわからない状態で、何かあった時にその部署に行って調べるといったことなんですか。

議長（中司 実君） 総務部長。

総務部長（嘉村 悦男君） 広報広聴課に来た相談についてはそのすべてを市長まで上がって回答いたしております。すべて市長に見ていただいて回答を出すシステムになっております。他部署については、たとえば福祉関係の御相談とか、かなりの件数が毎日のようにありますけれど、その案件の大小等々によってそのすべてを上げる必要性のない相談業務もたくさんありますので、そのすべてが上がっているわけではありません。教育相談もしかりでございます。その教育の相談にお見えになったから、そのすべてを市長まで上がるという性格のものではありません。緊急度、必要度に応じて、セレクトして市長の方へ報告をするという制度となっております。

議長（中司 実君） 9番。

9番（岡村 和生君） 今の体制でいきますと、それぞれの部署に行きました。誰が担当するかも現在決まっておられません。そうすると目の前におられる方が、たまたまおられた方が話をされるわけです。その方と、同じ部署のAさんBさんが全部レベルが違います。レベルというのは知識のレベルが違います、感情、思われる感覚の差があります。これが皆さん聞かれて、Aさんはこれは何でもないことだと思われることが、もしそれがCさんが聞いておればものすごい大事なことだと思われるかもしれないじゃないですか。そういう窓口の、専門部署ですよ、広聴係は置いておいて、それぞれの、例えば土木建築部に行きました。目の前におられる方がその人しか答えてないのが現状じゃないですか。そこに誰かが、常に聞く人がいるのであれば、そこに全部集約されると同じレベルで同じ答えが

出ると思うんです。ところが今は、目の前にいる人しか聞いてないんです。そうすると、皆ばらばらじゃないですか。このことを正すことが大事じゃないかと思ってるんです。その中でそれがもっとできれば広聴業務というのを一つの部署に、かなり素材を持った部署にしてもいいんじゃないかということをおもっておるわけなんですけれど、現状の先ほど言われたそれぞれで対応して、それぞれ取捨選択しますというのは、それぞれのレベルがあるわけですから、それが市のすべてのこういう市民からの要望、あるいは陳情ごと、あるいは苦情がこういうふうにごこのことについて多くありますというのが誰も判断できてないじゃないですか。それを私は言ってるんです。

議長（中司 実君） 総務部長。

総務部長（嘉村 悦男君） 例えば今回、水路が台風で破れましたと、じゃあその川に行きましたと、人によってこれが改修できますとか改修できないとか、そういう差はないと思います。たとえば道路のカーブミラー要望等がありましたと、じゃあこれ必要ないですね、ある人は必要ですねという差はないと思うんです。要望についてはちゃんとおのこの課で、現地を見に行きましょうということで、そのあたりのマニュアルが人によって、イエスとノーが人によって変わるといったものはないというふうにご認識いたしております。

議長（中司 実君） 9番。

9番（岡村 和生君） これで終わりますけれど、今の認識が正しく、そのように言われたとおりに我々が受け取っておると思いません。一つ、何かの策を講じてください。そしてもう一つは、この案件は、例えばほかの部署にまたがる場合には、向こうに行ってください、これ以上は私たちの係の話ではないですということもなくなるように、努力してください。最後に要望しておきます。

それから、次にわかりやすい予算説明書の件ですけれど、研究していかれるということでしたので、ぜひ取り組める範囲の中から、市民の一般の方々にわかりやすい言葉で、わかりやすく、例えば大枠だけの数字が把握できるとか、このお金は市税の中からじゃなくて、国からこうこう補助があったとか、そういうことも含めて、わかりやすく説明できるような何らかの発刊をしていただきたいと思います。以上で終わります。

議長（中司 実君） 以上で、9番議員の質問を終わります。

議長（中司 実君） 次は16番、木村議員。

〔16番、木村 一彦君 登壇〕

16番（木村 一彦君） 日本共産党の木村一彦でございます。通告に従って質問をいたしますので、簡潔明瞭な御答弁をお願いいたします。

まず最初に、今後の市政運営について質問いたします。第一に、合併問題への対応について、市長のお考えをお尋ねいたします。

今年4月26日の第17回県央部合併協議会で、2市4町の合併協議が休止となつて以来、今日まで4ヵ月余りがたちました。その後、7月20日には山口市、小郡町など1市3町が将来的には防府市を含む30万都市を実現するための段階的合併を目指すとして新たな法定協を立ち上げ、8月23日には徳地町を含めた1市4町の法定協を設置、そして今月11日には第1回の協議会が開かれております。1年以上にわたって市政を大きく揺り動かしてきたこの問題について、防府市民の間では、今、市長の態度への評価も含めて、さまざまな意見が渦巻いております。その議論の中心は、防府市の将来について、単独で行くべきか、それともやはり合併すべきか、ということであります。

市長は、6月初めに開かれた市民への説明会で、法定協休止に至った経緯を説明し、「小異を捨てて大同につく立場に立ち、清水の舞台から飛び降りるつもりで当面の庁舎の位置については山口市に譲ったけれども、10年後には新幹線新山口駅周辺に新庁舎を建設することを約束せよという山口・小郡の無理難題を受け入れることは到底できなかった」とする一方で、「合併しても人口4万、5万のところもある。防府市は人口12万である。単独でも立派に生き残っていける」と、要旨、このように述べておられます。

そこで、改めてお尋ねいたします。市長は現在の時点で、1年以上にわたる合併協議をどのように総括しておられるのか。また現在、山口市、小郡町を中心とする1市4町の合併協議が進む状況の中で、防府市としてはどのようなスタンスでこれに対処していこうと考えておられるのか。2市4町の合併協議休止という大きな節目の後、市民は、市長のまとまったお考えを聞く機会を今日まで持っておりませんので、ぜひ明確なお答えをお願いいたします。

今後の市政運営について、第2に、当面の財政見通しと、財政運営についてお尋ねいたします。

小泉内閣のいわゆる三位一体の改革は、現在、地方自治体に対する税源移譲が十分ではない中で、福祉、教育面を中心とする補助金の大幅カット、交付税の削減など、地方に大変な負担を強いるものとなっております。これに対して全国の自治体からは大きな反発の声が上がっており、内容の改善を求める決議や意見が相次いでおります。

防府市も例外ではなく、既に地方交付税の削減など財政面でマイナス要因が強まってきているところであります。

そこでお尋ねいたします。三位一体改革の市財政への影響は現在どのようにあらわれているのか。今後、中期的な見通しはどうなるのか。市としてはそれらをもとにどのよう

な財政運営をしていこうと考えておられるのか。お答えを願いたいと思います。

次に、自衛隊機の飛行訓練について質問いたします。先月8月13日、沖縄宜野湾市の沖縄国際大学構内への米軍ヘリコプター墜落炎上事故は、沖縄県民のみならず、国民全体に大きな衝撃を与えました。幸いにして死者は出ませんでしたけれども、一步間違えば一般市民に多数の死傷者が出てもおかしくない危険性をまざまざと見せつけた事故でありました。

米軍機ではありませんけれども、我が防府市でも人口が密集する市街地上空をヘリコプターを含む自衛隊機が訓練飛行しております。これについては既に多くの市民から、その危険性が指摘され、我が党もたびたび本議会で飛行訓練コースの変更などを求めてまいりました。海上へのコースの変更の要求に対して、自衛隊、防衛庁当局は「目標物がないために不可能だ」、このように回答してきておりますが、これは到底納得できるものではありません。

当地で行っている飛行訓練は、初めて飛行機に乗る隊員のための初等訓練であり、離陸、上昇、旋回、降下、着陸など初歩的なものがその主な内容と思われれます。高度な飛行技術を磨くものではありません。もしどうしても陸上の目標物が必要だというのであれば、あえて人口が密集する市街地上空を飛ぶ危険を冒さなくても、訓練する場所はいくらでもあるはずであります。「よそへ移ってくれ」こういう市民の要望はもっともなものだと思います。市としては、もっと市民に納得がいく説明を自衛隊側に求める義務があると思いますが、いかがお考えでしょうか。

あわせて、自衛隊機の騒音について、低騒音機の導入の状況、そしてその効果について、また最近ではヘリコプターの飛行訓練も増えており、その騒音に対して市民の苦情も増えております。これらについて把握している現状をお答え願いたいと思います。

以上で、壇上での質問を終わります。

議長（中司 実君） 16番、木村議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 私からは今後の市政運営についての御質問にお答えをいたします。

まず、合併問題への対応と市政運営についての御質問でございますが、これまでの合併協議をどのように総括しているのかということでございますが、私は合併によるスケールメリットを出し、あわせて行政の簡素化を推進し、同時に県政発展をリードする中核都市の実現が必要であると考え、そのためには山口市と防府市が中心となって県央部の合併協議を進めていくことが一番大切であるという観点から、県央部2市4町の合併をまとめ上

げるべく、最大限の努力をしてみただけに、防府市の思いと立場が理解いただけず協議の休止という状況になりましたことは、まことに残念であり、市民の皆様大変申しわけなく思っております。

次に、1市4町で合併協議が進む中で、防府市としてはどのようなスタンスでこれに対処するのかということですが、先日の行政報告で申し上げましたとおり、山口市をはじめとする1市4町での合併協議が進展している現段階では、本市はこれまでどおり、単独で市政を運営していくことになると考えております。

その中で国の三位一体の改革による補助金や地方交付税の削減等、財政の厳しさを考慮いたしますと、市議会並びに市民の皆様の御理解のもとに行財政改革をさらに推進し、行政自体のスリム化を図ることが必要であると考えております。また同時に、従来の施策の見直しや、合併協議で得た教訓を参考に、コンパクトで安全・安心、快適で防府らしいまちづくりを推進したいと考えており、将来的には立派なまちづくりができていると評価される行政運営に努めてまいりたいと存じます。

次に、当面の財政見通し及び財政運営方針について、御質問にお答えをいたします。まず、三位一体改革の市への影響についてでございますが、平成16年度におきましては国庫補助負担金の一般財源化に伴う削減額が1億7,800万円程度、地方交付税の見直しにかかる減少額が普通交付税と臨時財政対策債との合算額で前年度実績と比較いたしまして9億円程度の影響でございます。

その一方で、所得譲与税として1億9,700万円が配分される見込みでありますので、差し引き9億円弱の歳入減が見込まれるものでございます。

次に、中期的な財政見通しですが、三位一体改革の影響は決して小さくはないと思われまますものの、現段階においては不確かな面が多いことから、当面の見通しについても不透明な部分があることは否めませんが、今後に予定されている諸事業や借入金の償還推移、さらに地方交付税の落ち込み等も勘案し推計いたしているところでは、厳しい状況ながらも、現在取り組んでおります行政改革を着実に推し進め、徹底した内部経費の見直しや、緊急性、効率性等を十分に勘案した事業の選択などにより、行政のスリム化を図っていけば何とかやり繰りができるものと考えているところでございます。

そのため、今後の財政運営につきましてはこうした厳しい状況を常に念頭に置きながら、これまで以上に限られた財源の効率的、重点的な執行に留意し、健全な財政運営に渾身の努力を傾注してまいり所存であります。

残余の御質問につきましては、担当部長より答弁いたさせます。

議長（中司 実君） 16番。

16番（木村 一彦君） まず合併問題ですが、私は去る6月にデザインプラザで行われた合併説明会、第2回目でしたかね、5日に行われた説明会に出席させていただきました。500人程度、大変たくさんの方が出席されておられましたがこの中で市長がこのように言うておられました。私のメモですから、細部はちょっと正確でないところもありますが、要するに先ほども壇上でも言いましたように、「合併しても5万、6万、こういうところが多い中で防府市は現在でも12万の人口だと、単独でも立派に生き残っていけるんだ」と、このように強調されました。あわせて、今の国の地方への大変厳しいしわ寄せといたしますか、そういうものに対して、これに毅然として立ち向かわなければならないと、こういった決意も、そのとき述べられておるわけであります。

私、今、壇上でも言いましたけれど、市民が一番注目しておるのは、事ここに至った経過ではなくて、むしろこれから防府市はどう生きていくべきか、市長はどのように考えておられるのか。片方では1市4町の合併協議が始まって、非公式な場では防府包囲網なんていうことも言われているようですが、防府市を取り囲んで何とか防府市を再び2市4町の合併に引きずり込もうと、こういう動きもあるやに聞いております。そういう中で、防府市は取り残されるんじゃないかという、そういう不安を持っておられる市民も少なくありません。

そして市長はどのように考えておられるのだろうか、そういう中でも防府市は立派にやっていけるし、やっていこうという決意に立って、市政を運営しておられるのかどうか。そうじゃなくて、また何かあれば2市4町に合流してもいいよ、県央中核都市づくりに参加してもいいよと、こういうふうに思っておられるのか。遠い、20年、30年先のことはわかりません。しかし当面の将来、市長の腹はどこにあるのだろうか。これは多くの市民がそういう不安や疑問の中で非常に注目しておるところです。

その辺、ではもう少し、市長の行政報告でも単独でいくことになるであろうといううな、ちょっと客観的な第三者的な言い方でありませうけれど、そうじゃなくて市の行政のトップとして、この当面防府市はこういう方向でいくんだと、ぜひ市民の皆さん、こういう点で理解してほしい、こういう強い決意も含めたビジョン、決意、こういうものが聞きたいところでありませう。その点ではぜひもう一度、踏み込んだ御答弁をお願いしたいと思います。

議長（中司 実君） 市長。

市長（松浦 正人君） 先ほども申し上げましたし、午前中の11番安藤議員の御質問でもお答えをいたしておりますとおり、私がかねてから合併は必要であると、このようなスタンスをずっと持ちつづけている者の一人でございます。しかしながら、12万市民を

代表する現立場におきまして、常々この合併の問題におきましては、私は2つのことを常に議場でも申し上げております。一つは合併は相手様のあることでございます。いま一つはその相手様とお互いの立場を理解し、そして理解し合う、そして譲り合うものは譲りあっていく、そういう精神が必要である、このように申し上げてまいりました。

この2つの事柄が私は十二分にかなった協議になったのかということになりますと、まことに残念であり、また申しわけないことでございますけれども、相手様方からのお話、立場と私どもの思いと、私どもの立場との隔たりがそこにあるわけでございます。この大きな隔たりがクリアされない以上は、我が防府市の12万市民の皆様方に、かくかくしかじかでございます、小異を捨てて大同につくということはこういう形でございます、このような御説明が十二分にできる状況ではないわけでございます。

真剣な協議を法定合併協議会においては1年2ヵ月余り続けてまいりました。その中における最後の17回の法定協議会の場で、将来の夢さえも切られるような確約ごとを私は御返事するわけにはまいらないと、ここは何とかそのような無理は言わないでほしいと、このような要求をしたわけでございますが、それではこの話はなかったことにしましょうと、こういうふうな形の中で、休止ということになっているわけでございますので、やむを得ない状況下にあったと。そして、その後の他市町の動きを静観し続けてまいりましたが、8月23日に至りまして1市4町での法定合併協議会が設置されるという事態になったわけでございますので、現段階におきまして、防府市は単独で市政を運営していくことになる、このように先ほど来から申し上げているわけでございます。

そして同時に、その厳しい状況下ではございますが、先ほども壇上で申し上げましたように、市民並びに議会の皆様方の力強い御協力によってこれからの厳しい時代を乗り越えていかなければならない。そして安藤議員の御質問でもお答えをいたしました。既に平成13年から立ち上げ、14年から一部実施し、15年からは行政改革元年と位置づけております、あの難しい行政改革を既に着手いたしておりますので、それらをさらに本格化させていく形をとることによって行政改革の実を上げて、市民生活に大きな不安を与えず、市政運営に取り組んでいく覚悟であると、このような感じであるわけございまして、そのことを今夜から行われる各地域の説明会において、私は火急的速やかに市民の皆様とその後の状況について御説明いたしますということを6月4日、5日の説明会の折にも申し上げておりますので、御説明ができる段階まで来たわけでございますから、8月23日にはっきり事態がわかってきたわけでございますから、それを受けての今夜からであるということで、決して遅くずるずると延ばしたわけでもなく、また早とちりをして早すぎるわけでもなく、的確な時期であると、このように自分なりに思っております。

ろでございます、そのことを今夜から約1ヵ月かけて、市民の皆様方に御説明して上げるようになっておるわけでございます。とりあえずはそういうことでよろしゅうございますか。

議長（中司 実君） 16番。

16番（木村 一彦君） お気持ちはややわかりかけてきたところでありますが、ちょっと角度を変えて御質問いたします。今、1市4町の法定協が設置されて協議が始まりました。これは私に言わせれば、大義なき名分なき合併協議であると、私は、はっきり言ってもいいと思います。

それはなぜかと言うと、それまでは県央中核都市30万都市を実現するために合併するんだと、こういうことで2市4町が進んできたわけですね。ところが、この1市4町では30万都市はできないんです。中核都市もできない。それなのに、防府を将来呼び込むための段階的合併だと、こういう理屈で進んでいるわけですけど、私はこれは全く理由にならない合併協議ではないかと。合併というからにはその町が、この町とその町とこの町が一緒になってこういう町をつくっていくんだと、だから合併するんだということがなければならぬのに、それらは一切ない。一切といたら言い過ぎかもしれませんが、まちづくりの目標もビジョンも大義も名分もない、こういうふうに私ははっきり言いたいと思うんです。そういうふうにおきますが、市長は他市町のことですから、なかなか明言はできないと思うんですが、この今の1市4町の合併協議についてどのように感じておられるか、表現できる範囲で結構でございますが、ちょっとコメントいただきたいと思えます。

議長（中司 実君） 市長。

市長（松浦 正人君） 御理解いただいておりますように他市町のことでございますので、それぞれの相手様とのお話し合いをそれぞれのかかわり合いの中でされておられることではなかろうかと、このように思っておりますし、防府市へいろいろ言われておりますことも、かの方々の期待感のあらわれ以外の何ものでもなかろうと、このように思っておりますだけのことでございます。

議長（中司 実君） 16番。

16番（木村 一彦君） 今までの市長の御答弁を聞きますと、経過からしてこういうふうになったんだと、だから当面単独でいくことになるという言い方で言われております。私はもっと「単独でいくことになったからこういうまちづくりをしていくんだ」と、当面ですね、もっと積極的なプラスイメージのビジョンを出していただきたい。もちろん、総合計画もありますし、今度後期計画をつくるということでもありますから、それを実現して

いくんだということでありましょうが、合併の論議の最中に大変大きな問題になったのはやはりその町々の歴史や文化、固有の財産、こういうものは大切にしていってほしいという意見も大変強かったわけであります。特に我が防府市は、県内でも最も古い歴史を持つ由緒ある町であるし、それにふさわしいさまざまな有形無形の財産がある。これを生かしたまちづくりをしていきたい、いくべきじゃないか、こういう意見も非常に強かったわけであります。

そういうことも含めて、しょうがないから単独でいくんだという受け取り方がされないような、もう少しプラスイメージの、単独でいく防府市のお考えを打ち出していただけないものかどうか、ぜひちょっと一言コメントがほしいところであります。

議長（中司 実君） 市長。

市長（松浦 正人君） 的確な言い方ではないかもしれませんが、結婚したいと思っておりますが独身でいかざるを得なくなったわけですから、それにプラスイメージもマイナスイメージもないわけで、よし、何くそと、いずれまたそういうお話が来るときにきっちりした男前になつとかんにゃいけん、ということ以外の何物でもないわけで、そのためにはプラスもマイナスもありません。今やるべきことに全力を挙げて取り組んでいくと、そのためには議会の皆様方の、そしてまた市民の皆様方の御協力とお力添えが必要であると、こういうことを申し上げておるだけのことでございます。

議長（中司 実君） 16番。

16番（木村 一彦君） それでは、財政問題にちょっと移っていききたいと思います。

三位一体改革の市への影響、平成16年度だけで約9億円の歳入減になる、マイナスの影響があるということで大変なことであります。これに対して、市としては行政のスリム化、行財政改革を一層進める、こういう御答弁でございました。確かにこういう時代だけに、行政の中にある、あるいは財政の中にあるむだや不要不急のもの、これは徹底して削っていく必要があると思います。しかしながら一方では、この実際の本当に基本的な任務である住民へのサービス、これを犠牲にしてのスリム化やコンパクト化であってはならないというふうに思います。

行財政改革の一つの柱として、平成13年でしたか出されました行革方針、これの中心点のごみや保育所や学校用務員や学校給食、こういうものの民間委託によるコストの削減というのがその主たる内容だったかと思えます。しかしながら、先ほどの同僚議員の御質問に対する御答弁でもありましたように、たとえば給食一つ取ってみてもコストの削減ということと、そのためにセンター方式にし、かつ、それを民間業者に委託するということでやられようとしておりますが、先ほどの同僚議員の質問にもありましたけれど、さま

ざまな点で安全な給食、おいしい給食、あるいはさまざまな教育的な観点から問題も多々あるし、御答弁、聞いておりましたもすべてがいい方向に行くというふうにはとても受け取れない御答弁であります。ある意味では、住民や子どもたちにかかなりの犠牲といたしますか、そういうものも負ってもらわなきゃいけない、痛みを負ってもらわなければならないというふうには受け取れるわけでありませう。

学校用務員の削減なんかも学校現場に聞いてみますと、用務員さんがおられたときには本当に、今、シルバー人材センターに委託しているようですけども、用務員さんが定年退職された後はですね、やっぱり大変大きな差があって、例えば、ある学校では校長先生がトンカチを持ってかけ回り回らなきゃいけないと、大変だというような話も漏れ聞いております。そういうふうには、一方ではそういう犠牲というか住民サービスの低下がこれは見られる。

保育所の民間委託についても、これは今、幼保一元化の協議が進んでいないことが原因だと言われたけれども、確かにそれも一因あるかもしれませんが、やはり父母の間で、どうしても公立保育所を守ってほしい、こういう声も依然として強くあるわけでありまして、これがなかなか進まない原因ではなからうかというふうに私は思っております。

いずれにしても、そういう、いわゆる行財政改革というものは市民サービスへの一定のしわ寄せというのか、それは避けられない、私はそれは自治体本来の役割をある意味では、放棄という言い方が強過ぎますけれど、役割を一定に、十分果たせないことになりはしないかというふうに思うんです。

そういう点では、むしろ市長が言われた市の事業の見直し、これをまず先に民間委託とか人員削減とか言う前に、市のやっている事業の見直しをまず優先させてやるべきじゃないか。不要不急のものを後回しにして、当面必要なことからやっていく。そういう点では歳出の徹底した削減を図っていく必要があるというふうに思っております。その辺での市長のお考えをお伺いしたいと思います。

議長（中司 実君） 市長。

市長（松浦 正人君） お答えします。両方ともやっていかなければならないことであると思っております。

議長（中司 実君） 16番。

16番（木村 一彦君） さきの御答弁にありました事業の見直しというのは具体的にはどういうことを考えておられるのでしょうか。

議長（中司 実君） 市長。

市長（松浦 正人君） 行政改革をやっていくと同時に、いろいろな事柄に対しての見

直しをやっていくという一連のつながりのことをごさいますので、そのことだけを取り上げて、ほかのことをおろそかにしていくという意味で申し上げていることではございません。

議長（中司 実君） 16番。

16番（木村 一彦君） 人員削減、民営化によって、この2年間で約4億円の経費削減ができたという先ほどの御答弁でありました。しかし私は今、懸案となっている市のさまざまな事業、本当に洗い直して見ていく必要があると思うんですね。これは私自身、賛否はまだはっきりわかりませんが、たとえば懸案になっている索道事業とか、今、問題になっております駅北再開発の問題とか、これらすべて毎年1億円から数億円、場合によっては十数億円から数十億円のお金を食っていく事業です。これらについて行政内部での検討はもちろんですけれど、もっと市民にオープンにして、本当に市民が優先順位、これをやってほしい、その順位を市民から声を聞く、あるいは、「この事業は必要だと思いますか。そうとは思いませんか」といったことをもっと市民から聞く。こういうことを今やっていかないと、市の財政というのはもっともっと厳しくなることが予想されるんですから、ぜひそれを今思い切ってやる必要がある。手法についてはいろいろあると思うし、私も意見を持っておりますけども、そういうことをやっていく必要が、お考えはあるのかなのか、お伺いしたいと思います。

議長（中司 実君） 市長。

市長（松浦 正人君） 今、具体的に2つの事例を挙げられましたけれど、区画整理や再開発の仕事というものは、これは私が就任したときから既に法の認可のもとに進められてきていることをごさいますして、なるべくおくれることなく、一刻も早く、これを実現していくことが行政の継続性の上からも必要なことでありまして、就任直後に区画整理もやめた、再開発もやめたというようなことはできることではございませんので、着々とやってまいったつもりでございまして、ほかの問題につきましても、不要不急の事柄に大金を使ってきた記憶は全くございません。すべて、市民生活にとって最も大切な事柄である、火葬場の建設、あるいはまた消防本庁の改築、あるいは老朽学校の改築などにお金を使ってきたわけでごさいますし、さらに付言させていただくならば先ほども壇上で申し上げましたように、ほかのいろいろな事業、議員が今、御指摘の索道の問題もしかりでございまして、と場の問題もしかりでございまして、いろいろな事柄についてしっかり見直すところは見直していくべき事柄ではなかろうかと。それらに着手することは当たり前のことでごさいますけれども、それ以前の問題として、私どもを含める市の職員の数、あるいはまたこれからの取り組み等々についても、当然のことでごさいますし、議会の皆様方に

も御協力をいただきながら進めてまいらねばならないことが山積しているのではないかと、このように私は感じているところでございます。

議長（中司 実君） 16番。

16番（木村 一彦君） 市長の言われることもわかるんですけど、私が言いたいのは、今、市長もいろいろと言われました、消防庁舎やその他、この間取り組んできた大型事業を言われましたが、片方ではさっきのお話ではありませんが、お金がないということで、特に福祉面、教育面では非常な削減が行われているわけです。

そういうこととあわせて、総合的に見て、市民が当面それはどれも要ります、要らないものは一つもありません、市がやっている事業の中で。ですが、「当面すぐやらなくてもこっちは我慢するからこれを先にやってくれ」と。こういう市民の意見をもっと事業計画や施策に反映してほしい、こういうことを言っておるんです。どれもこれも皆やったら一番いいんですけど、お金がないときですから、「こっちは当面我慢しても、これは最優先でやってほしい」こういう市民の要望を聞くような行政、それを施策に反映させるような行政をこれからぜひやっていただきたい。それでないと、本当に市自体が危うくなる、財政的に危うくなるというふうに思いますので、これ、私の要望として、答弁求めても同じようなことになると思いますので、要望としておきたいと思います。この項についてはこれで終わります。

議長（中司 実君） 以上で1の今後の市政運営についてを終わります。

次は、2の自衛隊機の飛行訓練についての答弁を求めます。総務部長。

総務部長（嘉村 悦男君） それでは総務部からですが、自衛隊機の飛行訓練についてお答えいたします。まず、市街地上空での飛行訓練の危険性についてでございますが、現在航空自衛隊におきましては自衛隊機の操縦者を養成する目的で、初等の飛行訓練が行われており、また陸上自衛隊におきましてはヘリコプターの訓練が行われております。航空自衛隊の訓練は主として基地の北側を周回する飛行コースで行われております。

飛行安全の確保につきましては地域住民の安全の確保という観点から、きわめて重要なことと認識しており、基地に対し、機会あるごとに安全確保について要望をしているところであります。飛行コースの海上等への変更につきましても要望しているところですが、地形の特性、飛行安全上の問題からコースが設定されており、変更は難しいとのことでございます。市といたしましては安全確保やコースの変更について、今後も引き続き要望をしてみたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、自衛隊機の騒音についてでございますが、従前から低騒音練習機の導入について要望をしてきたところであり、御案内のとおり昨年度と今年度の2年間で21機ある練習

機のすべてが低騒音機に更新されることになっております。現在15機が配備され、年度末までにもう6機が配備されると、全機の配備が完了する見込みでございます。また陸上自衛隊もヘリコプターの飛行訓練を行っておりますが、これの騒音対策につきましては、飛行高度を上げるなど、市街地での騒音軽減に努める旨伺っているところでございます。

なお市では市内6ヵ所において航空機騒音にかかる定期測定を行っております。気象条件等の違いなどもあるかとは思いますが、平成14年度と15年度を比較いたしますと、一定レベルを超える騒音の回数は減少しており、低減効果があらわれておるのではないかと考えております。

また自衛隊に寄せられる苦情件数等については、本年度は昨年度より減少しておることとでございます。今後とも安全の確保と騒音のなお一層の低減に向け、関係機関に要望してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（中司 実君） 16番。

16番（木村 一彦君） まず、その安全確保というのは具体的にはどういうことを要望してるんですか。市街地、密集地上空での飛行に対する安全確保というのはどういうことを要望してるんですか。

議長（中司 実君） 総務部長。

総務部長（嘉村 悦男君） 市街地の上空で飛行訓練をされていらっしゃるわけですから、飛行の訓練については安全にというしかないわけですが、いわゆるその手法については、いわゆる最初の整備点検から始めて、自衛隊におかれてそれぞれのマニュアルをお持ちの上でやっていらっしゃるわけで、また、いわゆる管制塔からの指示がきちっと出ておりました、いわゆる有視界飛行でずっとやっていらっしゃると思います。おのおのマニュアルに沿った各項目についてお願い申し上げているという状況です。総論でしかありませんけれど、各項目について細心の注意をお願いしたいということとでございます。

議長（中司 実君） 16番。

16番（木村 一彦君） 要するに、落ちないように気をつけてくださいと、こういうことだろうと思うんですけど、それでも落ちるから問題なんですね。落ちるといのは年から年中起こるわけじゃない。何十年に1回か、起きてはいけないことが起こるから問題なんです。それはそれとして置いておきまして、自衛隊が海上へ変えてくれという再三の要望を聞き入れてもらえないのは、やはり下に密集した住宅地がないと訓練にならないというふうに言っておるんでしょうか。どうでしょうか。

議長（中司 実君） 総務部長。

総務部長（嘉村 悦男君） これは、これまでの議会でも何度も自衛隊から言われたこととお伝えしているかと存じますが、いわゆる先ほど述べましたように初等訓練飛行ということで、いわゆる飛行機の初歩となるわけでございます。したがって、いわゆる管制塔から見える空域ということ、何度も何度も自衛隊が言っておりまして、私どもは何度も海上へのコースの変更というの、何度も何度も言っておりますけれども、それが聞き届けていただけないということでございます。今回も議会でこういう質問をいただきますと、ただちに口頭、書面、いろいろな方法がございまして、航空自衛隊にそれらの要望をいたしておるところでございます。変更を海上へということは何度もその都度申し入れているところでございます。

議長（中司 実君） 16番。

16番（木村 一彦君） 本当に、人口が密集している上空での飛行訓練というのは、本当に危険だということ、最初に段上でも言いましたけれど、今回の沖縄の事故はまざまざと示したと思うんですね。沖縄では、御承知のように、もう今、全県を挙げた抗議行動まで発展しています。市長さん知事さんを含めて大変な基地撤去の抗議行動が、本当に大きく広がっております。

私、そういうふうに総務部長を責めるわけでもありませんけれど、本当に市民には理解できない。なぜ海上に変更できないのか。あるいは陸上であっても、下に人が住んでないところでね、移したらいいじゃないですか。管制塔なんていうのはそんなお金かかるものではないと思いますよ。そこへつくって、山でやったらいいじゃないですか。山の中で。それがなぜできないのか。本当に市民には納得できません。これはあえてこれ以上言いません。

それからヘリコプターの問題ですね。これは最近、夜間の訓練をやっているようですね。わたしが調べたところでは、これは山口の駐屯地からやってくるヘリコプターのようです。そして夜間、何をやってるかという、聞くところによると、暗視飛行訓練というのをやっているそうです。真っ暗な中で、赤外線スコープをつけて操縦しながら、地上の目標物を攻撃するとか、そういう高度な訓練、非常に高度な訓練ですが危険ですよ。真っ暗闇でやるんですから。赤外線スコープで見える範囲で飛行するというので非常に高度な、しかも危険な訓練をやっているようであります。この内容を、総務部長、つかんでおられますか。

議長（中司 実君） 総務部長。

総務部長（嘉村 悦男君） ヘリコプターにつきましては、陸上自衛隊ですので、山口から来ることもあろうかと思っております。訓練は通常訓練ということでございまして、その内

容については再三再四、どんな訓練をして、訓練回数は、という申し入れをしております。担当課においては、かなり、何度も要請をいたしておりますけれども、自衛隊の機密上のところで、訓練内容についてはお知らせするわけにいかないということで拒否をされております。内容については、つかみかねているという状況でございます。

議長（中司 実君） 16番。

16番（木村 一彦君） 軍事機密ということですが、危険だから軍事機密なんではないかと私は思います。しかも、このヘリコプターの騒音というのは、最近市民の方から寄せられている声は、飛行機の騒音とはまた違った、パタパタパタパタという、これは非常に神経にさわるといのがかなり寄せられております。しかも、それが私の情報では、夜間暗視訓練という非常に危険な訓練をやっている。この内容をまずつかんでほしい。そして、何も市民に対して秘密にしておかなければいけないような訓練なら、やってほしくないですね、防府の基地を使って。だからその点は強く要望しておいていただきたいということを要望して、いつもとは違いますが、早目に終わりたいと思います。

議長（中司 実君） 以上で、16番議員の質問を終わります。

議長（中司 実君） 次は5番、山本議員。

〔5番 山本 久江君 登壇〕

5番（山本 久江君） 日本共産党の山本久江でございます。

このたびの台風18号で被害を受けられた皆様方に心からお見舞いを申し上げたいと思います。

それでは、通告に従いまして、質問を行います。

まず、第1点は、介護保険制度についてお尋ねをいたします。介護保険制度は来年度、2005年度に大きな制度見直しが行われます。厚生労働省が検討している主な内容は、第1に現行1割負担の利用料の引き上げ。第2に保険料の20歳からの徴収。3番目に障害者支援制度との統合。そして4つ目に軽度の要介護者への介護保険サービスを制限をしていく。5つ目に特別養護老人ホームの入所者からホテルコスト、いわゆる家賃とか光熱費ですが、これらを徴収していく。こういう内容のものでございます。

政府は2000年4月に「自らサービスが選べ、選択が豊かになる」、「家族介護から社会全体の介護へ」、こういうふうな形で宣伝をいたしまして、介護保険制度をスタートさせてまいりました。社会的な介護保障体制を安心できるものに整えていくことは、今、ますます重要な課題となっております。この4年間を検証して、よりよい介護保険制度にしていくためには、どんな改善が求められているのか、検討されなければなりません、

市の介護サービスの現状について、まずお答えをいただきたいというふうに思います。

また、介護保険料の負担が重く、独自減免制度の実施を求める市民の要望は、非常に大きいものがございます。全国的にも65歳以上の保険料の独自減免を行っている市町村は今年4月現在で841団体と、3年前に比べまして6倍に広がっていることが厚生労働省の調査でわかりました。これは全国の31%に当たりますが、我が市では、どのようにこの問題をお考えか、お尋ねをいたします。

さらに、利用料の負担につきましても軽減を求める声は大変多く、低所得者ほど排除されてしまう介護保険制度の過酷な実態がございます。安心して誰もが介護サービスを利用できるように、負担軽減措置を検討していくお考えはないのかどうか、この点、お尋ねをしたいと思います。

次に、国民健康保険制度についてお尋ねをしたいと思います。今日の長引く深刻な不況のもとで、国民健康保険料が高過ぎて払えないという、こういう家庭が増えてきております。国保世帯の所得状況は、昨年度、所得が100万円以下の世帯が53%、200万円以下となりますと79%となっております。所得の1割に達する保険料の負担は介護分も加わりまして、さらに重く、国民健康保険料の引き下げを求める声は大変大きいものがございます。こうした要望に応えて、市として、保険料の引き下げを実施をしていくお考えはないか、この点をお尋ねをしたいと思います。

また、医療費の一部負担金の減免について、国民健康保険法第44条に基づきまして、医療機関と連携し、3割の自己負担の支払いが困難な世帯に対し、実施を検討していただきたいと思っております。現在、防府市国民健康保険条例施行規則の第15条に、こういう規定があります。災害に遭い、または貧困であるなど特別の理由により云々と、こういう規定があるものの、十分な要綱などがなかったために利用はほとんどありません。所得が低く、高額な医療費に悩んでいる市民に対し朗報となるよう、ぜひ検討をお願いをしたいと思いますがいかがでございでしょうか。積極的な御回答、よろしくお願いを申し上げます。

大きな3点目です。最後になりますが、教育行政。学校給食共同調理場建設計画についてお尋ねをいたします。先月、小・中学校給食共同調理場建設計画が当初計画を変更して発表をされました。すなわち、共同調理場の建設計画については、平成17年度を初年度として小学校給食棟を2棟、中学校給食棟を1棟建設する。平成17年度はすべての中学校を対象とする給食棟を建設する。小野、野島、富海を除く8校、約3,500食規模、こうなっております。また、小学校は給食調理員の在職者数を勘案しながら順次共同調理場へ移行する、こういう内容のものでございました。

学校給食は教育の一環であると位置づけ、児童生徒自らが食という体験を通じて、生

きる力を身につける食教育であると言われております。この計画実施の中でその教育的観点はどのように保障されていくのか、その点をまずお尋ねをいたします。また、共同調理場の安全管理についてはどのような対策を考えておられるのか。さらに、午前中の質問でもありましたけれども、地産地消の立場で、地元の食材の利用についてはどのように取り組んでいかれるのか、御答弁をお願いをいたします。とれたての旬の野菜などが味わえて、地域農家の活性化にもつながる取り組みへの期待は大変大きいものがございます。ぜひ積極的な御回答をよろしくをお願いをいたしまして、後の質問は自席から質問をさせていただきます。どうぞよろしくをお願いをいたします。

議長（中司 実君） 5番、山本議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人 登壇〕

市長（松浦 正人君） 私からは、お尋ねの市の介護サービスの現状についてお答えいたします。

本市の人口に占める65歳以上の割合、いわゆる高齢化率につきましては、平成15年4月末では21.0%でしたが、平成16年4月末では21.4%となり、人数にして2万5,906人となっております。また要支援を含む要介護認定者数は平成16年4月末で、4,217人、前年同月比105.2%と年々増加しております。介護サービスの利用状況につきましては、居宅介護支援サービス受給者数が平成16年4月分2,234人で、前年同月比111.8%と、介護保険制度の浸透に伴い増加しており、特にホームヘルパーによる訪問介護、デイサービスセンターへの通所介護、ショートステイサービスの利用が増加しております。また、施設介護サービス受給者数につきましては、平成16年4月分1,011人で昨年より24人増加しています。今後も第二期介護保険事業計画に沿って引き続き推進してまいりたいと考えております。

次に、介護保険料の減免についての御質問にお答えいたします。介護保険制度の趣旨は「40歳以上の国民みんなが支え合う」として、被保険者の負担能力に応じて負担をするという観点から、65歳以上の保険料は所得状況に応じて原則として5段階に設定されておりますが、第1段階と第5段階では所得により保険料に3倍の差を設けており、負担調整が図られているところであります。

また、災害等特別な理由がある場合には、保険料の減免規則により減免措置を行うこととしております。御質問の市独自の減免であります。減免による財源不足分は他の第1号被保険者に追加負担されることとなり、市独自の保険料減免は考えておりませんが、現在、厚生労働省において介護保険制度見直し作業が行われており、低所得者の取り扱いも含め保険料の見直しも検討されておりますので、この推移を見守りたいと考えておりま

す。

次に、介護保険の利用料の軽減措置についてでございますが、介護保険法に定められております災害や失業等の特別な理由がある場合の減免に加え、利用料が高額となった場合の高額介護サービス費支給制度、社会福祉法人が低所得者の利用者負担を減免する措置など、低所得者に対するさまざまな減免や軽減制度が設けられております。本市におきましてもこれに基づいて、引き続き運用してまいりたいと考えておりますが、介護保険制度の見直しに当たり保険料と同様、全国市長会を通じて、低所得者対策について要望しているところでありまして、御理解のほどよろしくお願いいたします。

他の御質問につきましては、教育長、担当部長よりお答えいたします。

議長（中司 実君） 5番。

5番（山本 久江君） それでは再質問をさせていただきたいと思っております。まず最初に、市長の方から、市の介護保険サービスの現状について御答弁をいただきました。保険サービスを利用している方々、伸びているんだと、こういう御報告でございましたけれども、壇上でも申し上げましたように、政府が検討している見直し案、これが来年度国会で成立をいたしますと、市の介護保険サービスの現状はがらっと変わってくる、大きく影響が出る内容のものだというふうに思っております。

1から5まで述べましたけれど、少し一つずつ点検をしていきたいんですが、第1の利用料1割から2割あるいは3割に引き上げるといふ、この点では、今でさえ利用料が高くてサービス抑制が起きているのに、低所得者にはまさに絶望的な制度になってくるのではないかというふうなことを、私は懸念をいたしております。

それから2番目の保険料を20歳から徴収していく、この点ですね。全国的には若い人たちを中心に417万人がフリーターであると言われております。毎日の生活も本当に困難な低賃金の中でこうしたことが強行されますと、まさに空洞化が進んでいくような国民年金保険料の二の舞になってくるのではないかと、こういう心配もあります。

それから、3番目に申し上げました制度発足後わずか1年しかたっておりませんね、障害者支援費制度と統合していく、この問題ですが、こういった形をとりますと、利用料が、今、応能負担ですけれど、これが応益負担に変わりますようなことがありますと、収入の少ない障害者の方々、利用抑制を余儀なくされることが危惧されてまいります。

今年4月でしたか、全国市長会でアンケートがされて、それが発表されましたけれども、この障害者支援費制度と統合していく問題については、「慎重に検討すべきだ」あるいは「反対だ」こういう声が合わせて76.5%。非常に市長会の中からは、こういう慎重に検討すべきだという意見が非常に多かったです。大変な問題だと思います。これが

3番目の点。

それから4番目の点では、軽度の要介護高齢者をサービスから締め出す、これは一体どういうことかといいますと、具体的には、介護ベッドとか車椅子を要支援の人には原則全額で自己負担していこうと、こういう内容です。それから、要介護度1の人までホームヘルプサービスを受けさせない、こういう内容なんです。

これが本当に実施をされますと、介護が必要だから介護度が出てくるわけですがけれども、介護が必要だとされている高齢者に対して一律に家事援助を受けさせないようなこういうやり方、専門家からも疑問視する声が本当にたくさんあるんだということが報告されております。

最後の5つ目、特養入所者からホテルコストの徴収。これは考えてみますと、今、高齢者が国民年金のみの受給者の平均額というのが調査された報告書を見ますと、大体4万6,000円だそうです。高い負担のために特養に入れない高齢者がこういう収入状況の中でこれからますますふえていくのではないかと懸念されます。

ですから、「これは国が変えることだから、市としてはただ黙って見るだけだ」と、こういう状況ではなくて、この動きを見守るだけではなくて、保険者が市ですから、保険者である市がぜひ現場の声を国に対して上げていただきたい。これは強く要望をいたしておきます。全国市長会等でもいろいろな声が出されているそうでございますけれども、ぜひ現場の声を上げていただきたいと、このことは要望をいたしておきます。

それから、保険料の減免についてですが、全国的には独自減免が広がっております、壇上でも申し上げました。「市としては考えていない」という極めて残念な回答でございます。しかし市民誰が考えてもおかしい問題が、実は市長さん、あるんですね。それは、保険料が世帯所得を基準にしていることから、所得の低い人が所得の高い人より多く支払うという逆転現象が生まれている問題なんです。たとえば、夫婦とも非課税であるAという世帯より、夫のみ課税されているB世帯の収入の方が少なくても、B世帯の方が保険料が高くなるという場合があるんです。これでは、「お隣の世帯は収入はうちよりも多いけど保険料は安い、どうしてくれるんだ」という市民の相談が窓口にあったら、どう市民に説明するのか。こういう逆転現象が生まれる問題について、これは市としてどのように考えておられるのか。少しですね、市の方も具体例を挙げて説明していただくと幸せませう。よろしく願いいたします。

議長（中司 実君） 生活環境部長。

生活環境部長（三谷 勇生君） ただいま山本議員の方から一部逆転現象というのがございまして、それにつきましての御説明を求められております。

御案内のとおり、65歳以上の介護保険料は所得状況に応じまして、5段階設定となっております。第1段階から第3段階までの保険料につきましては、本人のみの所得だけではなく世帯の所得をも考慮したものとなっております。つまり、所得段階が第2段階の人、いわゆる非課税世帯でございますが、中には生活保護受給基準に近い人から1人の年金収入額が非課税限度額の266万円以下の人まで所得階層にかなりの隔たりがあります。このことによりまして、第2段階の世帯の介護保険料と、第3段階の世帯、これはつまり世帯主は非課税でありますけれども家族の中に課税される方がおられるというところがございますけれども、この介護保険料との間には一部逆転現象が生じております。

例えて申し上げますと、A世帯の夫と妻の年金収入額がそれぞれ250万円でありますと、非課税世帯のため保険料はおのおの第2段階の3万3,520円、つまり2人分で6万7,040円となります。一方、B世帯の夫の年金収入額が300万円、妻の年金収入額が100万円でありますと、夫が市民税課税者となり課税世帯となりますので、第4段階の5万5,870円、それに対して妻の保険料は市民税非課税のため、第3段階の4万4,700円となり、世帯の保険料は10万570円となります。このようにA世帯の合計年金収入額の方が、B世帯の合計年金収入額よりも多いにもかかわらず、合計保険料額はA世帯の方がB世帯よりも少ないという、いわゆる一部逆転現象が生じているというところがございます。これは各段階の所得基準が、先ほど申しましたように、収入額等によりきめこまかく判断されず、課税・非課税のみによって行われているためと思われる。このことにつきましては、県市長会を通じて、国へ低所得者に配慮したよりきめの細かい保険料設定が行われますよう要望いたしておるところでございます。以上でございます。

議長（中司 実君） 5番。

5番（山本 久江君） ただいま部長より具体例を挙げていただきまして、こんなに格差が出て来るんだということを御説明いただきましたけれども、生活保護基準の方々と、それから高額所得者の保険料の差というのは5段階に分けて決められるんですけども、3倍しかないんですよ。老齢福祉年金あるいは生活保護基準のレベルの方と、それから所得何千万というそういう高齢者の方の保険料の差はわずか3倍にしかない。これほど矛盾を抱えてる保険制度というのはほかには例がないんですけども、もちろん国への要望というのはとても大事なことですが、介護保険制度が実施をされまして、もう既に4年がたちます。それでも国はやる気になっておりません。しかし、市民の方々は毎月の保険料負担に大変苦労されております。そういった方々に市として、保険者である市が積極的に対応を考えていくということこそ、市長さん、行政改革というのはこういうところにあるのではないかと思うんですが、こういうきめ細かな施策をぜひやっていただきたい。

国への要望は当然のことながら、市としても努力をしていただきたいというふうに要望いたしておきます。

それから、利用料の問題ですけれども、これもやる気がないという御回答でございました、残念ですが。今、在宅サービスの利用限度額に対する利用割合というのは、防府市の場合にはどの程度になっているのか。お答えを願いたいと思います。

議長（中司 実君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（和田 康夫君） 介護保険につきましては、それぞれの介護度によりまして、利用の限度額というのが決められております。今年の6月の利用分について数字を申し上げます。所得段階で第1段階の方は利用率が52.1%、第2段階が45.5%、第3段階が45.1%、第4段階が48.2%、第5段階が51.2%という数字になっております。

議長（中司 実君） 5番。

5番（山本 久江君） 部長の方からお答えをいただきました。在宅サービスの利用は大体4割から5割台と、半分だと、非常に低い状況だと思います。これは防府市が特別ではないんですけれども、全国的に利用限度額に対して在宅介護サービスは半分くらいしか利用されていないんです。利用料の負担は、私も本を読みまして初めてわかったんですけれども通称1万円の壁と言われてるんだそうです。それ以上は払えない。こういう家庭が多くて、まずケアマネージャーに相談いたしますと幾らまでなら出せますかと、相談をしてからケアプランを立てるような状況があるということが、いろいろ市民の方からお聞きするとそういう状況になっている。とにかくいくら払えるか。まずそこから出発するというんですね。本当なら介護保険制度というのは、要介護度が出た方は自由にいろいろなサービスを選べるというのがそもそもの出発でした。ところが、実際にはいくらお金が払えるかで、現状はそういう形で推移してるんですね。ですから低所得者の方々にとっては、なかなか、このサービスが利用したくても利用できないという、こういう状況が生まれております。

ところが、お隣の周南市とか小郡町とか周辺の自治体では、利用料を負担軽減をして利用しやすくしているために、いろいろな限度額に対する利用割合が非常に上がってきております。一律ではございませんけれど、こういうふうに本当に利用者のためにもっと利用料の軽減措置、今後ともぜひ検討を続けていただきたいというふうにこれも要望いたしておきます。

それから、この項の最後になりますが、国庫負担割合の引き上げ、それから低所得者対策等の国への要望について、この点、今後どのようにお考えか、お尋ねをしたいというふ

うに思います。今の枠組みでしたら介護報酬が上がれば利用料の負担額が上がって、自治体がサービスをもっともっといろいろやっていきたいと、豊かにしたいと、こういうふう
に思えば、保険料が上がっていく、こういうシステムなんですよ。これを考えていくた
めには、軽減していくためにはやはり国庫負担の引き上げということが非常に大事になっ
てくるのではないかというふうに思いますが、その点いかがでございましょうか。よろし
くお願いいたします。

議長（中司 実君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（和田 康夫君） 国庫負担の件でございますけれど、これにつきましては
はそれぞれ2年近く国の方に全国市長会等通じて、いろいろな形で上げております。例え
ば、今年の6月に行われました市長会に対する決議事項というものがございまして、その
中でちょっと読みますと、介護保険制度の基本的見直しに関する決議という形で、一つが、
「介護給付費の負担金については各保険者に対し、給付費の25%を確実に配分し、調整
交付金は別枠とするとともに、財政安定化基金の原資については国及び県の負担とするこ
と」というような形で、今年の6月にも決議として上げておりますし、また重要な重点要
望としてもこの点について要望をいたしておるところでございます。

議長（中司 実君） 以上で1の介護保険制度についてを終わります。

次は3の教育行政について御答弁をお願いいたします。教育長。

〔教育長 岡田 利雄君 登壇〕

教育長（岡田 利雄君） 学校給食についてお答え申し上げます。

まず、教育活動の一環としての学校給食についての御質問でございますが、学校給食
は教育活動の一環であり、児童生徒の健康や食生活を支える大切な分野であると考えてお
ります。食事の正しいあり方の指導、食事を通して好ましい人間関係の育成、心身の健全
な発達に資することを目的としており、学校での食の指導と安全でおいしい給食を提供す
るための施設の充実を図ることが重要であると考えております。

また、現在、計画しております共同調理場におきましても、調理作業が見学できる施
設や研修のための会議室も予定しておりますので、学校での食の指導だけではなく、自分
たちの給食ができる様子を実際に目で見たり、聞いたりすることで、生きた食の学習の場
としたいと考えております。

次に、共同調理場の安全管理についての計画であります。学校給食の基本は安全とお
いしさです。安全につきましては、ハード面として調理室など施設・設備の充実、ソフト
面としまして調理員の衛生・安全についての資質の向上がございしますが、とりわけ調理室
におきましては文部科学省の学校給食衛生管理の基準に準拠したHACCPシステム、八

サップシステム、これは危害分析をしまして重要管理点を定めて重点管理をするシステムでございますが、このハサップシステム及びドライ方式へ対応した施設を計画しております。また、調理業務の委託業者につきましては、学校給食の趣旨を十分理解し、安全で衛生的な調理ノウハウと調理実績を持った業者を選定したいと考えております。さらに教育委員会が定期的に調理員の衛生教育を行うなどハード、ソフト両面から安全対策を実施していきたいと考えております。

最後に、地産地消への取り組みにつきましては、地元でつくった生産者の顔が見える食材の使用はふるさとへの愛着、地域農業への貢献、働くことの尊さ、つくる人への感謝、また食の安全性を確保する観点から、非常に重要なことだと認識しておりますので、地産地消をできる限り進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（中司 実君） 5番。

5番（山本 久江君） 午前中に6番議員さんからも質問がございました。かなり重複する面があるかと思いますが、よろしくお願いをしたいと思います。

民間委託による共同調理場の給食実施については、これまでも何度もいろいろな形、観点から問題点の指摘をさせていただきました。私ども、子どもを持つ親にとって非常に気になる問題、人数的には午前中答弁をされましたけれども、小学校の4年生から6年生までが20人と言われましたかね、いらっしゃるということなんですが、食物アレルギーを持つ子どもたちへの対応、大変気になっております。今回この点で、本当に子どもたち一人ひとりへの対応がきめ細かくされていくのかどうか、改めてこの点をお伺いをしたいと思っております。よろしくお願いをいたします。

議長（中司 実君） 教育次長。

教育次長（松本 孝夫君） アレルギー対策でございますけど、午前中、藤本議員さんの御質問にもお答えいたしました。アレルギーにつきましては医療行為ですので、医師の指示書に基づいて、学校、保護者、共同調理場が連携を密にして対応していかなければならないということで、基本的には除去食など、できるだけ対応していこうと考えております。また、共同調理場へ移行しましても、現状を後退させることのないように進めてまいりたいと考えておりますので御理解賜りますようお願いいたします。

議長（中司 実君） 5番。

5番（山本 久江君） 具体的になってまいりますと、一人ひとりの状況について触れなければならないようなことになりますので、ぜひ食物アレルギーを持つ子どもたちへの対応、きめ細かく対応がされるように改めてお願いをしたいというふうに思います。

それから次にコストの問題ですけれども、この共同調理場については、新たな問題も出

るかと思いますが、配送関係も含めてランニングコストをどのように見ておられるのか、その点をお答えをいただきたいと思います。

議長（中司 実君） 教育次長。

教育次長（松本 孝夫君） ランニングコストですけれども、熱源等についてはまだ未決定の部分がありますので、トータルランニングコストということではなくして、共同調理場の調理・洗浄・配送業務につきましては民間委託を予定しておりますので、直営と比べまして大幅なコストの軽減が図れると思っております。ちなみに給食数が1日3,500食で、年間の給食日数が180日、配膳校が8校を委託した場合と直営の場合の経費を概算ではありますが他市の例で一応試算をいたしますと、委託した場合の委託費が約7,000万円程度。直営でいきますと約1億8,000万円程度見込まれますので、年間1億1,000万円程度経費が節減できるものと考えております。以上です。

議長（中司 実君） 5番。

5番（山本 久江君） これは見通しがまだなかなかつかない中での数字だというふうに思いますが、全国的な傾向を見ますと、この委託料が毎年ずっと上がっていくと、こういう問題も実はあるわけです。決して安くはつかないんだということが指摘をされております。

今後ともこの問題についてはいろいろ質問という形で、まだはっきり出ておりませんので、今回は詳しくは質問できませんが、今後とも取り上げていきたいというふうに思っております。

次に、今回は中学校を対象とする共同調理場の建設ということになっておりますが、改めて、私も、午前中の6番議員さんの質問にもありましたけれども、この県下に誇れるすぐれた小学校の自校方式による学校給食、本当に継続できないのかどうか。あれだけの市民の方々からの御要望、大変強いものがあつたんですが、こういう計画の変更がある中で、どうしてもできないのかどうか、改めてもう少し検討してもらえないだろうかというのが私の気持ちなんですけれども、その点、最後にお伺いをしたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

議長（中司 実君） 教育次長。

教育次長（松本 孝夫君） 自校方式での継続ということですが、先ほど教育長の答弁にもございましたように、平成9年、文部科学省が学校給食衛生管理基準の全面改訂、これに伴いまして、給食室を現行のウエット方式からドライ方式へ改修することが必要になっております。それに伴いまして、現給食室の、先ほどもありましたように2倍から3倍の面積を要します。現状の給食室に隣接した校地、その辺を考慮いたしますと物

理的には困難であります。またドライ方式への改修は多額の経費を要するということから、自校方式の継続はちょっと困難な状況であるということでございます。

調理業務等の民間委託につきましては、昭和60年の文部省の通達により、献立の作成は設置者が直接責任を持って実施すべきなどの留意点を定めるとともに、設置者が地域の実情に応じた適正な方法により運営の合理化に努めることを通達しているところであり、今後は施設の老朽度や給食調理員の在職者数を勘案しながら、順次調理業務等を民間委託とする共同調理場へ移行したいと、このように考えております。

議長（中司 実君） 5番。

5番（山本 久江君） 本当に学校給食の果たす役割というのが学校教育の中でますます重要になってきております。そうした中で全国、眺めてみますと、教育に委託はないという、こういう考え方で、公設直営を続けている自治体もあります。子どもたちに最もよい方法である自校方式の継続の再検討を強く要望いたしまして、次の質問に移りたいと思います。

議長（中司 実君） 以上で3の教育行政についてを終わります。

次に2番の国民健康保険についての御答弁をお願いいたします。生活環境部長。

生活環境部長（三谷 勇生君） それでは生活環境部の方から、国民健康保険についてお答え申し上げます。最初に、保険料の引き下げについてお答えいたします。国民健康保険事業の運営に要する費用につきましては、医療給付費等の支出額から国庫負担金等の収入額を差し引いた不足額を国保加入者である被保険者に保険料として御負担いただき、運営されております。したがって、この保険料の算出は中期的視野に立ち、被保険者数及び医療給付費等を勘案し、検討する必要があると考えております。御承知のとおり、平成16年度につきましては、若干ではございますが応益割、応能割の引き下げを行ったところでございます。

御質問の、今後の更なる保険料の引き下げについてでございますが、今日の状況を見ますと、景気の低迷に伴う社会保険からの離脱による国保加入者が増加傾向にあり、さらには加入者の高齢化、医療技術の高度化等による医療費等の増加が見込まれるなど、今年度の医療費の伸び等も考えられ、当面は現行のままにしたいと考えております。今後とも適正な賦課に取り組むとともに、中長期的視野に立った事業運営をし、なお一層の被保険者の負担軽減に努める所存でございます。

続きまして、医療費一部負担の減免につきまして、お答えをいたします。御承知のように、国民健康保険では一部負担金である医療費の自己負担分を年齢等に応じ、3歳未満は2割、3歳以上70歳未満は3割、70歳以上は1割で、そのうち一定以上所得者は2割

を御負担いただくことになっております。御質問の減免についてでございますが、国民健康保険法、防府市国民健康保険条例施行規則では特別の理由があれば減免措置等をとることができるとなっております。しかしながら、この特別な理由とは不況等による一時的な生活困窮の場合ではなく、大震災等の大災害によりいちじるしく世帯の収入状況が影響を受けた場合等に限定されたものと考えておりますし、これらの考えは県や県内各市の統一的な見解となっている状況でございます。したがって当面現行のまま対応してまいりたいと考えている次第でございます。

以上でございます。

議長（中司 実君） 5番。

5番（山本 久江君） 国民健康保険料の引き下げについてお尋ねをいたしました。大変当面は難しいという御回答でございましたけれど、本当に私ども共産党でアンケートを行いましても、国保が高いというこの声というのは大変多いんです。もちろん担当の窓口の方も実感だと思えますし、所得の1割から2割に達する保険料ですよ、本当に高過ぎる、この声は大変大きいものがございます。それでこの保険料が払えないという家庭も実際に増えてきているのも事実です。

滞納状況についてお尋ねをしたいと思いますのですが、どのようになっていますでしょうか。よろしく願いいたします。

議長（中司 実君） 生活環境部長。

生活環境部長（三谷 勇生君） 国保料の滞納状況についてという御質問でございますけれども、収納実績によりますと15年度の一般医療分の現年度調停済み額が約22億8,000万円でございます。そのうち収納済み額が約20億4,000万円。したがって滞納額は約2億4,000万円となっております。収納率につきましては13年度に90.56%であったものが14年度には89.87%、15年度では89.46%。このように徐々に落ち込んでまいっております。

この主な要因といたしましては、景気の低迷などによる社会保険からの新規加入者の増加による調停額の急激な増加などが考えられると思っております。以上でございます。

議長（中司 実君） 5番。

5番（山本 久江君） 御答弁いただきましたけれども、収納率がだんだん落ちてきている状況。これは本当にこれは保険料が払いたくても払えないという、いかに払いたくても払えない状況をつくり出しているかということが、この状況を見ても、御答弁いただいた数字を見ても本当にわかります。ぜひ、申請減免制度の充実も含めて、検討していただいて、保険料の引き下げをぜひ実現していただきたいと、これは強く要望をさせていただ

きたいと思います。また、新年度の予算に向けて、今、執行部の方々努力をされている状況でございましょうから、ぜひ検討をしていただきたいということを要望しておきます。

それから、医療費の一部負担金の減免についてです。収入が低く医療機関への3割自己負担分が払えないために病院にいけなくて、病気が重度化したり、手おくれになる例が多々あります。この場合に条例の施行規則の減免措置、これをぜひ適用したいという声を聞くんですけども、これまでのこの減免措置の実績というのはどの程度あるのか、まず最初にお尋ねをいたしたいと思います。

議長（中司 実君） 生活環境部長。

生活環境部長（三谷 勇生君） 医療費一部負担金の減免についてということで、実情はどうなのかということでございますけれども、当市では、今まで一部負担金の減免等の適用、実施、行ったことはございません。

以上でございます。

議長（中司 実君） 5番。

5番（山本 久江君） 県下の状況も聞いてみましたけれども、なかなかこの減免措置が適用されている例が少ないんですね。これはご紹介をしたいんですけど、沖縄県では富見城市のある市民の方がこの一部負担金を巡って不服審査請求を行われたそうです。その審査請求に対して国保審査会が審判を出したわけですけども、この審判を受けて沖縄県では、減免制度未実施の自治体に対して減免制度の実施を指導している状況だそうです。富見城市では月収が生活保護基準の110%以下であれば、一部負担金を免除している。120%以下であれば8割の減額、130%以下であれば5割減額する。こういう要綱をつくったということを知っております。

防府市でも施行規則はあるんですね。壇上でも申し上げましたように15条に、災害に遭い、または貧困である等特別の理由によりという、こういう規則は実はあるんです。ところがこの規則が、要綱がないために、例えば相談に来られてもどういう適用をしないか、市の担当もわからないでしょうし、市民にとってはますますわからない。要綱はないんです。ですから、ぜひこの施行規則に基づく要綱の検討は早急にしていく必要があるのではないかというふうに思っております。

全国でも尼崎市でも検討されて、なかなかすばらしい要綱整備がされております。今、医療機関、お医者に行っても、この国保3割の自己負担が払えない。こういう私ども相談を受けたんですけども、入院されて数十万の医療費がかかったと、慢性で通院もしなくちゃならないと、その自己負担分が払えないためにどうしたらいいか。いろいろ病院とも相談された結果、ここの病院ではいろいろな制度があったようですから、それを使って分割

とかそういう方向もされたようですけれども、医療機関すべてではないです。ですからもしこういう一部負担金の減免措置があれば、ぜひその制度を利用したいという声を聞きました。この点、これからの課題となっていこうと思いたしますが、まず要綱整備というのはこれは市の責任ですよ。これをぜひ、早急に対応していただきたいということを強く要望しておきます。前の議員にならったわけではございませんけれども、これで私どもの質問を終わらせていただきます。積極的に取り組んでいただきますよう重ねてお願いを申し上げます。質問を終わります。

議長（中司 実君） 以上で、5番議員の質問を終わります。

議長（中司 実君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、これにて延会することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中司 実君） 御異議ないものと認めます。よって本日はこれにて延会することに決しました。

午後3時45分 延会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

平成16年9月13日

防府市議会 議長 中 司 実

防府市議会副議長 田 中 敏 靖

防府市議会 議員 青 木 岩 夫

防府市議会 議員 横 見 進